

全国安全センターの活動報告と方針案

全国安全センターが1990年5月12日に設立されてからまる5年が経過しました。各々の地域に密着した活動を進めている地域安全(労災職業病)センターの全国ネットワークとして、全国安全センターがどのような機能を果たしていくのか(いけるのか)、この間の経験を踏まえて、昨年の第5回総会では下記のようにまとめてみました。

すなわち、全国安全センター発足当初から果たしてきた、①「安全センター情報」の発行を軸とした情報の収集・提供、②全国安全センター自身で労働安全衛生学校を開催したり、地域安全センターや労働組合等が行う安全衛生トレーニングへの協力・援助等、③相談活動あるいは地域安全センター等の相談活動への協力・援助等、に加えて、④アジアを中心とした関係団体等との国際交流が着実に発展していること、及び、⑤森林労連に協力して行った慢性期振動病における調査研究のような調査研究・プロジェクト活動において、全国安全センターのネットワークが生かせることが確認され、さらに、⑥全国安全センターとして労働省との窓口を開き、法令改正・諸問題での行政等への働きかけ、政策提言能力を強化することが確認されました。

1994年度の特徴的な取り組みとしては、以下のようものがあげられます。

- ① 前年度から取り組んだ「慢性期振動病における調査研究」をまとめ、その成果を生かすべく森林労連の治ゆり認定基準、実効ある社会復帰施策の確立等をめざす取り組みに精力的に協力したこと。
- ② アスベスト規制の強化を盛り込んだ労働安全衛生関係政省令の改正に当たって、石綿対策全国連絡会議の一員として、連合とも連絡をとりつ

つ、中央労働基準審議会、労働省に対する働きかけを行ったこと。

- ③ 東京高裁での判決確定に続き大阪高裁での勝訴判決—確定を受けて、労災保険における鍼灸治療制限通達の撤廃をめざして、関係各弁護団とともに労働省への申し入れ、その後の専門家会議での見直し検討に向けて積極的に資料の提供等を行ったこと。
- ④ 1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際して、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター等とともに、いち早く労災補償問題、アスベスト対策をはじめとした復旧工事に伴う安全衛生対策についてのキャンペーンを行うとともに、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの実施した労働相談活動に協力するなど、迅速な対応をとったこと。
- ⑤ 関係地域センターとの共催による労働安全衛生学校を、第5回北海道、第6回大分、第7回東京と3回実施したこと。
- ⑥ 「安全センター情報」で、「職場が変わるか」と題して、製造物責任法(PL法)、新しい品質管理システム(ISO9000)、環境管理・監査システム(ISO14000)という新しい動きをとりあげ、労働安全衛生との関りについて問題提起を行ったこと。減少傾向を続けてきた労働災害が増加する兆しがみられ、合わせて、甲府信金や新幹線のぞみ号内での殺人事件、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件あるいは脳・心臓疾患(過労死)労災認定基準の改正等を通じて労災職業病問題に関する社会的関心が高まっています。また一方で、労働省においても、労災保険法の改正に続いて、産業保健のあり方

に関する検討委員会報告を受けた労働安全衛生法等の改正、快適職場指針の細則とも言える「職場における腰痛予防対策指針」「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」等に続き「高血圧症、虚血性心疾患、脳血管疾患等作業関連疾患の予防のための健康管理マニュアル」「頸肩腕障害予防対策指針」等の作成、労災補償制度の運用等について「国民の意識との乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等」の「幅広い見直し」などの方針が打ち出されています。

このような状況の中で、現場の実態に即しながら、積極的な提言や働きかけを行っていくことが重要になっています。全国安全センターでは、参加型・自主対応型の労働安全衛生活動を提唱し、①個人対策や補償対策から作業・作業環境改善へ、②事業主の安全衛生責任の徹底、③知る権利、参加する権利等の労働者・住民の権利の確立、などのキーワードを示してきました。個々の問題に対する対応もさることながら、そのような今後の労働安全衛生のあり方をどう構想していくか大いに議論し、職場・地域で実践を積み重ねることが必要だと考えます。

1 行政等への働きかけの強化

当初計画していた労災保険法改正案の国会審議に合わせた全国安全センターとしての労働省交渉については実施できませんでした。これは、事務局の準備不足によると同時に、前述のような振動障害、アスベスト規制、鍼灸治療制限問題、阪神・淡路大震災対策等の個別課題に精力的に取り組んだことにより、それらと別の機会を設定することができなかったことにもよります。なお、これらの課題については引き続き取り組んでいます。

一方で、各地での労働基準監督署、労働基準局との交渉が積み重ねられる中で、局・署段階では解決できない問題が提起されたり、振動病プロジェクトの実務担当者作業部会では労災補償制度のあり方

についての検討を進めることも計画されています。1994年度に実施できなかった労働省との窓口を開くこと—労働省交渉の設定を追及します。

また引き続き、アスベスト規制法制定をめざす会、石綿対策全国連絡会議の一員としてアスベスト規制法の制定をめざして取り組むとともに、阪神・淡路大震災の地元での「被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク」などの取り組みに協力していきます。

2 参加型労働安全衛生活動の普及

北海道労働災害・職業病研究対策センターと共催で1994年7月15-17日に第5回北海道(定山溪)、大分県勤労者安全衛生センター、熊本県労働安全衛生センター、旧松尾鉦山被害者の会の3団体と8月27-28日に第6回大分(別府—九州)の3団体では引き続き宮崎での開催を計画しています)、東京東部、三多摩、神奈川の3労災職業病センターと11月19-21日に第7回東京(晴海)と、3か所で労働安全衛生学校を開催しました。開催地域の実例を取り上げるやり方が定着し、第7回東京でははじめて(自作の)チェックリストを活用した職場巡視を実施することができました。

「安全センター情報」94年7月号の「参加型安全衛生講座のモデル・プログラム開発に向けて」や自治体労働安全衛生研究会の「トレーニング開催の意義と留意点」(労安研ニュース31号)等にこれまでの経験がまとめられています。引き続きモデル・プログラムの開発を進めるとともに、地域安全センターなどでの同様の講座の開催に協力していきます。

また、職場改善事例集やトレーニング用教材を写真・スライド・ビデオ等で集積し、活用できるようにしていきたいと思えます。

3 調査研究・プロジェクト活動

振動病プロジェクトについては、「慢性期振動病における調査研究」を1994年7月にまとめた後も1994年10月第4回(熊本)、1995年1月第5回(東京)とプロジェクト会議を開き、その後のフォローアップを行ってきました。また、医学的な検討を行う医師作業部会と労災補償制度のあり方についての検討を進める実務者作業部会を設けました。

じん肺プロジェクトについては、1994年11月第5回(松山)、1995年4月第6回(横浜)と開催しました。後者では、アスベスト規制法制定をめざす会主催の「アスベスト被害と規制を考える418集会」で来日されたアメリカ・マウントサイナイ医科大学の鈴木康之亮教授をお招きして、記念講演をしていただきました。今後、じん肺プロジェクトとしても、共同研究や成果のアウトプットを考えていきたいと思っています。

4 アジア等のNGOとの交流促進

関係団体と協力して、500人以上のCS中毒患者を出した韓国の源進レーヨンの工場プラントの中国輸出問題で韓国での取り組みに呼応して在日中国大使館に申し入れ(1994年7月)、インドのボパール事件(米資本のユニオン・カーバイド(UC)・インド社の農薬工場から漏洩したMICガスにより数10万人が被災)10周年に当たり現地からの代表を迎えて交流し、10年の記録の日本語版の作成、インド大使館及びUC日本社への申し入れ、タイ北部工業団地内の日系企業等で相次いだ突然死問題で関係日系企業への申し入れなどに取り組み、その後もフォローを続けています。

また、1994年5月に台湾で開催されたアジア移住労働者フォーラムに関係者が参加した機会に、台湾の敬仁労工安全衛生服務中心、香港の工業傷亡權益会等の関係団体を訪問し、その活動を「安全センター情報」で紹介したほか、韓国の過労死相談センター結成1周年(1994年12月)に当たってメッセージを

送りました。

1995年7月には、1993年10月の第1回ソウルに続き、第2回労働と健康に関する日韓共同セミナーを東京で開催することを計画しています。

英文ニューズレター Working Environment and Pollution Problems は、No.6(Summer 1994)、No.7(Winter 1994/5)、No.8(Spring 1995)の3号を発行しましたが、継続して発行し、また、海外からの情報・機関紙等を整理・翻訳する体制を確立することが急務です。

5 安全センター情報の充実

「安全センター情報」については定期発行を維持し、前述の「職場が変わるか」シリーズ①製造物責任(PL)法(1994年10月号)、②新しい品質管理(11月号)、③環境管理・監査システム(12月号)のほか、「参加型講座モデル・プログラム」(7月号)、「ヘルス・プロモーション」(8月号)、「慢性期振動病の実像に迫る」(9月号)、「災害補償の官民格差」(1・2月号)、と問題提起・提言型の特集が充実したこと、タイムリーな「阪神大震災」の特集(3月号)などが好評でした。増刊号として発行した「職場における腰痛予防対策指針」については、労働組合の学習・討議用教材として活用されています。

6 相談活動と労災相談マニュアル

各地域センターやコミュニティユニオン、外国人労働者支援団体など労働相談活動を行っている団体・個人から日常的に労災職業病問題に関する相談が寄せられるようになってきました。

阪神・淡路大震災に際しては、「兵庫県南部地震と労災保険給付Q&A」を作成した関西労働者安全センターの労災相談やコミュニティ・ユニオン全国ネットワークの実施した労働相談などに協力しました。

労災相談マニュアルについては今年度も作成できませんでした。

全国一斉の相談活動の実施について、検討していきたいと思っています。

7 組織・財政の整備

2年間事務局に勤務していただいた矢尾伸哉さんが1994年末で退職し、事務局長一人専従体制に戻っています。そのため、事務局会議の確実な開催と国際関係の建て直しが急務となっています。また、運営委員会、編集関係については、会議として開催で

きていません。

1995年度は、総会のほかに拡大運営委員会ないし活動交流集会を秋に開催したいと思っています。

1994年度の新規入会者は15人・団体13口にとどまり、年度末の会員の状況は、地域センター会員22団体134口、賛助会員280人・団体522口、購読会員43人・団体81口、となっています。

昨年の総会で指摘した専従2人体制を支える財政を1994年度も確立できなかったため、厳しい収支報告になっています。現状は一人専従体制になっているわけですが、活動量の増加に見合った組織体制を確立するための財政基盤整備が必要です。

1995年度役員体制案

議長	原田正純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
副議長	天明佳臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	井上浩	(自治体労働安全衛生研究会副会長、元労働基準監督官)
	栗林賢一	(社団法人北海道労働災害・職業病研究対策センター事務局長)
	浜田喜彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平岡明丸	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター事務局長)
運営委員	西島正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石昭夫	(愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)
	原知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田裕	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田勝泰	(東京東部労災職業病センター事務局長)
会計監査	平野敏夫	(東京東部労災職業病センター代表)
	小澤公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木武夫	(元国立公衆衛生院院長)

1994年度収支決算案

(1994年4月1日から1995年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域センター会費	1,565,000	1,065,000	500,000	2,000,000	△435,000
賛助会員会費	5,753,500	3,695,000	2,058,500	7,500,000	△1,746,500
購読会員会費	698,000	615,000	83,000	1,000,000	△302,000
寄付金収入	1,427,600	2,382,000	△954,400	1,500,000	△72,400
安全学校参加費等	3,601,324	982,040	2,619,284	1,500,000	2,101,324
資料等頒布収入	520,090	335,490	184,600	500,000	20,090
雑収入	1,024,871	2,530,280	△1,505,409	1,500,000	△475,129
前期繰越金	△539,049	1,866,311	△2,405,360	△539,049	0
合計	14,051,336	13,471,121	580,215	14,960,951	△909,615

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	5,358,679	5,295,961	62,718	6,000,000	△641,321
事務局長	(3,101,788)	(2,872,704)	(229,084)		
アルバイト	(2,256,891)	(2,423,257)	(△166,366)		
活動費	1,142,246	1,514,810	△372,564	1,500,000	△357,754
安全学校運営費	3,433,060	982,040	2,451,020	1,500,000	1,933,060
機関紙等印刷費	2,601,539	3,174,442	△572,903	3,000,000	△398,461
機関紙印刷費	(2,097,557)	(2,608,609)	(△511,052)		
その他印刷費	(503,982)	(565,833)	(△61,851)		
通信運搬費	1,122,149	952,253	169,896	1,000,000	122,149
電話・FAX代	(334,725)	(190,648)	(144,077)		
郵送料等	(787,424)	(761,605)	(25,819)		
什器備品費	42,311	459,939	△417,628	300,000	△257,689
図書資料費	239,125	450,964	△211,839	400,000	△160,875
消耗品費	173,687	352,552	△178,865	400,000	△226,313
会議費	0	507,687	△507,687	400,000	△400,000
頒布用資料費	216,755	32,270	184,485	200,000	16,755
雑費	280,435	287,252	△6,817	200,000	80,435
予備費	0	0	0	60,951	△60,951
小計	14,609,986	14,010,170	599,816	14,960,951	△350,965
繰越金	△558,650	△539,049	△19,601		
合計	14,051,336	13,471,121	580,215		

貸借対照表(1995年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	69,806	11,836
預金		
普通預金(東京労働金庫田町支店)	142,252	34,142
普通預金(東京労働金庫田町支店)	30,146	30,087
郵便振替(東京貯金事務センター)	99,146	49,186
資産合計	341,350	125,251

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	900,000	300,000
未払金	0	364,300
負債合計	900,000	664,300
次期繰越金	△558,650	△539,049
正味財産合計	△558,650	△539,049
負債及び正味財産合計	341,350	125,251

1995年度収支予算案

(1995年4月1日から1996年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域センター会費	1,500,000	1,565,000	△65,000	2,000,000	△500,000
賛助会員会費	6,500,000	5,753,500	746,500	7,500,000	△1,000,000
購読会員会費	1,000,000	698,000	302,000	1,000,000	0
寄付金収入	1,500,000	1,427,600	72,400	1,500,000	0
安全学校参加費等	1,000,000	3,601,324	△2,601,324	1,500,000	△500,000
資料等頒布収入	500,000	520,090	△20,090	500,000	0
雑収入	1,000,000	1,024,871	△24,871	1,500,000	△500,000
前期繰越金	△558,650	△539,049	△19,601	△539,049	△19,601
合計	12,441,350	14,051,336	△1,609,986	14,960,951	△2,519,601

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	3,500,000	5,358,679	△1,858,679	6,000,000	△2,500,000
活動費	1,500,000	1,142,246	357,754	1,500,000	0
安全学校運営費	1,000,000	3,433,060	△2,433,060	1,500,000	△500,000
機関紙等印刷費	3,000,000	2,601,539	398,461	3,000,000	0
通信運搬費	1,300,000	1,122,149	177,851	1,000,000	300,000
什器備品費	500,000	42,311	457,689	300,000	200,000
図書資料費	300,000	239,125	60,875	400,000	△100,000
消耗品費	200,000	173,687	26,313	400,000	△200,000
会議費	200,000	0	200,000	400,000	△200,000
頒布用資料費	200,000	216,755	△16,755	200,000	0
雑費	200,000	280,435	△80,435	200,000	0
予備費	541,350	0	541,350	60,951	480,399
合計	12,441,350	14,609,986	△2,168,636	14,960,951	△2,519,601

労働安全衛生をめぐる状況

1994年→1995年

1 労働災害の発生状況

わが国の労働災害の発生件数は、労働省統計によると、1980年代をピークに減少傾向を続けてきた。

しかし、死亡災害については、1980年代に入ってから2,000人台で動揺を繰り返している。最近では、1990年の2,550人から、1991年2,489人、1992年2,354人、1993年2,245人(過去最少)と減少を続けたものの、1994年は2,301人と、4年ぶりに増加した(表1)。これは、前年比で11.2%(49人)の増加である。

業種別にみると、前年比で最も増加率の高かった林業の23.9%増(583人、16人増、○数字は業種別の死者数の順位)を筆頭に、交通運輸事業14.6%増(647人、6人増)、陸上貨物運送事業3.9%増(4292人、11人増)、その他の事業11.2%増(2486人、49人増)となっている。その他の事業では、金融・広告が66.7%増(25人、10人増)と最も増加率が高く、次いで接客・娯楽が22.2%増(33人、6人増)、商業が5.0%増(201人、10人増)となっている。建設業(1942人、11人減)と製造業(3409人、5人減)はともに1.2%減、港湾荷役業は6.3%減(815人、1人減)、鉱業は25.0%減(727人、9人減)となっている。都道府県別では、北海道が最多となり166人、ついで東京と大阪の135人、さらに愛知の117人の順。前年と比べ増加が目立つのが、福岡の23人増、北海道の21人増、千葉と新潟の14人増、福島12人増、長野の10人増などである。

1994年11月の時点ですでに前年同期比で59人、3.5%の死者数の増加をみていたため、労働省では、とくに死亡災害が著しく増加した労働基準局

(北海道、福島、千葉、新潟、石川、山梨、滋賀、京都、岡山、山口、徳島、熊本(12道府県)等)に対して労働災害防止対策の強化を強く指示していた(平成6年11月25日付け基発第679号)。ここでは、死亡災害の増加の理由について「猛暑の影響等により、建設業における感電災害や日射病、陸上貨物運送事業における交通労働災害、林業の伐採中の災害などが増加するなど」によるとしている。

以上の分析に、1995年1月17日の阪神・淡路大震災による死亡災害等が加わることになる(3月16日現在の大震災に伴う遺族(補償)給付の請求件数は40件。内支給決定7件)。大震災に伴う労働災害については、「天災地変に際して、当該被災労働者の業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業場施設の状況などからみて災害に被りやすい事情」または「通勤途上に災害に被りやすい特段の事情」があったものとして、労災認定されてきている。個々の災害の経験から、震災時等における労働災害防止対策の教訓を導き出す努力が求められていると言えよう。

1994年の死亡災害2,301人を災害の型別にみると、最も多いのが「交通事故」によるもので27.0%で、死亡災害の約3割を占めるに至っている。その内訳を業種別でみると陸上貨物運送事業、建設業、製造業の順に多い。次いで死亡災害の型で多いのが、「墜落・転落」26.1%、「挟まれ・巻き込まれ」12.4%、「崩壊・倒壊」7.1%、「激突され」6.1%、「飛来・落下」5.8%、「その他」15.5%。先の平成6年11月25日付け基発第679号通達では、製造業での動力機械による挟まれ、巻き込まれ災害を防止するため、「安全措置の徹底を図ること。特に、保守・

点検・トラブル処理時等における災害の防止対策の確立を図ること」をあげている。

労災保険の新規受給者数は、1968年の約172万人をピークとして、1970年代後半に一時増加に転じたものの、減少し続け、1993年には70万人を割って695,967人となった(表1)。休業4日以上(死亡)の死傷災害も、1992年に20万人を割り、1994年は176,047人となったという(表1、事業主の届出による統計)。しかし、阪神・淡路大震災に伴う労働災害(3月16日現在の労災請求件数220件)や、11人の死者及び5千人を超える重軽傷者を出した1995年3月20日の東京・地下鉄サリン事件に伴う労働災害(4月26日現在の労災請求件数883人)等も加わると、1994年の実際の労働災害発生件数は増加に転じている懸念もある。

なお、休業4日以上(死亡)の死傷災害についてみると、業種別順位は死亡災害の場合と同じであるが、サービス経済化の進展等による第3次産業における労働者数の増加に伴い、第3次産業における死傷災害は横ばい状態で、全体に占める割合が増加して4割近くになっている。また、事業場の規模別では、労働保険事務組合の分も含め規模100人未満の事業場で全体の約8割の死傷災害が発生しており、年齢別では、50歳以上の労働者層の死傷災害が半分近くを占めるようになってきている。

以上でみてきたような労働災害統計がどれだけ実態を反映しているかについては、いまなおあとを絶たない「労災隠し」の問題なども指摘されているが、大阪府医師会が1995年2月に興味深い「労災隠しに関するアンケート調査結果」をまとめている。大阪府下1,324の全労災指定医療機関を対象にして811医療機関(病院258、診療所507)の回答が得られたが、明らかに業務上の負傷であるにもかかわらず事業主が労災保険の用紙を患者に交付しないでトラブルが起きた経験を持つ医療機関が全体の38.1%(病院122、診療所187)と約4割にものぼっている。その内、「保険料がアップする、または現場への立ち入り検査がある等の理由で労災扱いとせず、治療

費を全て自費で払ってくる」という経験をした医療機関が54.4%、以下、「休養を要しない程度の軽度の負傷は自費払いを希望する」64.4%、「患者も事業主も『後遺症が出ないなら健康保険扱いにしてくれ』と公然と窓口に言ってくる」66.3%、「明らかに労災なのに、患者自身が、いろんな理由で労災の適用を嫌がる」73.8%となっている。

患者または事業主が労災での取り扱いを拒んだ場合、「患者に説明をし用紙の提出を求めた」81.6%、「事業主に労災の手続をとよう連絡した」33.7%、「患者の判断にまかせた」35.3%であるが、「労働基準監督署に連絡した」はわずか3.9%(重複回答あり、以下同じ)。その結果、「様式を持参した」も91.6%あるが、「患者が受診しなくなった」(18.8%)り、「健康保険で請求」(74.4%)や「自費扱いで患者または事業主に請求」(64.7%)したり、「未収として処理した」(11.3%)経験のある医療機関も多くなっている。

被災労働者自身が労災の取り扱いを拒む理由について、「事業主の指示による」84.5%、「患者が労災の適用を知らない」32.4%となっているほか、「患者の判断による(事業主に迷惑をかけたくない等の理由で)」も85.8%になっていることが問題の複雑さを示している。

2 職業病の発生状況

職業病(業務上疾病)の発生件数は、労働省統計によると、ここ10数年で半減し、事業主が届け出た死傷病報告書に基づく業務上疾病調(表2)の各分類項目の上段の数字、1993年9,630人、被災労働者または遺族の請求に対する労災保険の新規支給決定件数(表2の中段の数字、1993年度8,814人)のいずれの統計によっても、1993年にはじめて1万人を割った。職業病統計というと、まず前者の数字しか公表されていないが、2種類の統計数字をその性格を踏まえ、検討する必要がある。

職業がんや過労死などの「その他業務に起因することの明らかな疾病」では後者が前者の10倍以上、腰痛・頸肩腕障害・振動障害等や病原体による疾病でも後者の方が数倍も多くなっている。これは、事業主からの届け出はなくとも、被災労働者本人または遺族が請求した結果、労災保険が支給されているものが、それだけ多いということであろう。脳・心臓疾患について明らかになっているように(表3)、請求件数のうち認定(労災保険の支給決定)されるのはごくわずかであり、事業主の協力が得られない等の理由により請求にもいたらない件数はさらに多いと思われる。

逆に、業務上の負傷に起因する疾病、物理的因子による疾病、化学物質による疾病については、単年度だけでなく経年的にみても、事業主の届け出た件数の方が労災保険の支給決定件数よりも多くなっている。これは、事業主が業務上疾病の発生を届け出ているにもかかわらず労災保険の請求手続がなされていないものと考えられ、これも問題である。

いずれにしろ、業務上疾病の過半を占めているのは「業務上の負傷に起因する疾病」である(これを「災害性」と呼び、その他の疾病を「非災害性(狭義の職業病)」と呼ぶ場合もある)。死傷病報告書による1993年の「業務上の負傷に起因する疾病」7,306人の内の78.6%(5,743人)が(災害性の)腰痛(いわゆるギックリ腰等)であり、業種別では製造業1,736人、運輸交通業1,219人、商業・金融・広告業757人、建設業710人等となっている。

「災害性」を除く「非災害性(狭義の職業病)」の順位は、死傷病報告書に基づく統計でみると(表2の上段)、1993年で、①「じん肺及びその合併症」1,025人、②「物理的因子による疾病」524人(内「異常温度条件による疾病」が496人)、③「化学物質による疾病」400人(内「酸素欠乏症」が17人)、④「作業態様に起因する疾病」290人(内「非災害性(職業性)腰痛」96人、「頸肩腕症候群等」63人、「振動障害」24人)、⑤「細

菌、ウイルス等の病原体による疾病」75人、⑥「職業がん」6人、⑦「その他業務に起因することの明らかな疾病」4人(過労死を含む)となっている。

これを、労災保険新規支給決定件数でみると(表2中段)、同じ1993年でも、①「作業態様に起因する疾病」1,035人、②「じん肺及びその合併症」983人、③「物理的因子による疾病」411人、④「化学物質による疾病」225人、⑤「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」156人、⑥「その他業務に起因することの明らかな疾病」108人(過労死を含む)、⑦「職業がん」73人と、だいぶ数字が違ってくる。こちらの方がより実態に近いと考えてよいだろう。

「じん肺及びその合併症」はいずれの統計によっても約1千人にのぼっている(死傷病報告書による1993年の1,025人の業種別内訳は、鉱業414人、建設業344人、製造業246人、その他の事業21人)。じん肺法に基づき事業場において実施されたじん肺健康診断における有所見者数(随時申請によるものは含まない)は、1982年をピークに減少傾向を示してきたが、1993年には、23,062人(前年比4.4%増)、有所見率10.5%(前年比0.5ポイント増)となっている(表5)。有所見者の内、死傷病報告書の届出または労災保険支給決定の対象となり得る管理4または合併症り患者は1993年で各々36人と27人で合わせて63人にすぎないし、この中には、過去に同様の結果ですでに労災認定されている者も当然に含まれる(表5)。いわゆる「随時申請」による管理4合併症り患者が1993年に各々416人、546人で合わせて962人であり(これらはいずれも新規該当者と考えられる)、この数字を含めると1993年の業務上疾病発生件数の約1千件と辻褃が合う。つまり、新規のじん肺及びその合併症認定者のほとんどが、退職者の場合も含めて、定期じん肺健康診断以外の場で発見されているということになる。

漸増傾向が認められる「職業がん」の1993年の労災保険新規支給決定件数73人の内訳は、前年比では

2人減ったものの引き続き増加傾向にある「石綿による肺がん・中皮腫」21人、じん肺に合併した肺がんを含む「その他のがん」22人に加えて、「ベンジジンまたはβ-ナフチルアミンによる尿路系腫瘍」が前年の6人から20人に増加している(表4)。

統計上では「その他業務に起因することの明らかな疾病」に含まれる「過労死(非災害性の脳・心臓疾患)」の1993年の労災保険新規支給決定件数は31件で、請求件数と比べると非常に狭い労災認定の状況が続いている(表3-1)。なお、これは(上述の全てのデータについて同じ)、労働基準監督署(原処分段階)での支給決定状況であるが、脳・心臓疾患については、審査請求・再審査請求段階での請求・決定状況も一部明らかになっており、ここでも狭い労災認定の状況が明らかになっている(表3-2)。

また、1993年の法定特殊健康診断による有所見者は3.4%、52,353人で、有機溶剤、鉛健康診断の項目等が変更された1990年以降増加傾向を続けている(表5)。

1993年の定期健康診断による有所見者も33.6%、約376万人と、診断項目等が変更された1990年以降増加傾向を続けている(表5)。項目別の有所見率では、血中脂質検査17.2%、肝機能検査11.8%、聴力(4000Hz)10.0%、血圧8.4%、心電図検査7.8%、貧血検査5.2%、聴力(1000Hz)5.0%、尿検査(糖)3.3%、他覚検査3.2%、尿検査(蛋白)2.4%、胸部X線検査2.1%、聴力(その他)0.9%、喀痰検査0.7%となっている。

3 労働災害防止対策

労働省は、1993～1997年度の5年間を計画期間として、①死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾患の大幅減少、②労働災害総件数のおおむね25%減少、③労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進、④快適な職場環境の形成を図ること等を目標とした「第8次労働災害防止計画」実現のため

として、種々の施策を次々と打ち出している。

全死亡災害の約3割を占めるに至った交通労働災害について、労働省は1994年2月、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83号)を策定している。事業主が自主的に講じることが望ましい交通労働災害防止対策として、管理体制、適正な労働時間管理及び走行管理、教育及び運転手認定制度、交通危険マップの作成等があげられている。交通事故による労働災害は、自動車の運行を主要な業務とする陸上貨物運送事業のみならず、建設業、製造業、第3次産業等幅広い業種で発生しており、ガイドラインの対象も業種を問わず、「労働者に道路上及び事業場内において自動車等の運転を行わせる事業者」とされている。労働者に「安全運転」や「交通法規の遵守」を求めただけの精神主義では交通労働災害をなくすことはできず、このガイドラインも活用した実効ある対策が求められる。なお、労働省では1995年度に、ガイドラインに基づく対策の効果的推進のため、「交通労働災害防止対策推進事業(仮称)」及び関係行政機関、関係団体からなる「交通労働災害防止関係機関連絡協議会(仮称)」を設置することとしている。

「プレス災害防止総合対策」(平成5年6月11日付け基発第363号)のもとで、「プレス機械の安全装置管理指針」(平成5年7月9日付け基発第446号)に続き、「足踏み操作式ポジティブクラッチプレスを両手押しボタン操作式のものに切り換えるためのガイドライン」(平成6年7月15日付け基発第459号)が策定され、「木材加工用機械災害防止総合対策」(平成5年8月2日付け基発第180号)のもとで、「手押しかな盤、面取り盤及びルーターの構造、使用等に関する安全上のガイドライン」(平成6年10月24日付け基発第656号)が策定された。また、「エレベーター構造規格」(平成5年8月2日付け労働省告示第91号、平成5年11月4日付け基発第626号)、「ゴンドラ構造規格」(平成6年3月28日付け労働省告示第26号、平成6年7月12日付け基発第452号等)の改正に続き、「ク

レーン構造規格」「移動式クレーン構造規格」の改正、及び「化学設備の非定常作業における安全対策指針」の策定が予定され、また、1997年をめぐりに「動力プレス機械構造規格」及び「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」についても、EU(欧州連合)規格等との整合も含めた見直しが行われる予定である。

1995年1月の労働安全衛生規則改正では、爆発の危険がある場所等において作業を行うときは、労働者に静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止用作業靴を着用させる等労働者の身体、作業服等に帯電する静電気を除去するための措置を講じること(安衛則第286条の2、1996年4月1日施行。静電気帯電防止作業服(T8118)及び静電気帯電防止用作業靴(T8103)については、1983年にJIS規格が定められている)。また、船舶の改造等を行う場合に、当該船舶の内部等において、点火源となるおそれのある機械等を使用する作業を行うときは、当該作業の開始時及び当該作業中随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること(安衛則第328条の3、1995年10月1日施行)。液化酸素を製造する設備の改造等を行う場合において、当該設備の内部で作業を行うときは、当該作業の方法及び順序を決定し、あらかじめこれを関係労働者に周知させること等の措置を講じること(安衛則第328条の4、1995年4月1日施行)、などが規定されたところである。

また、「清掃事業における労働災害の防止について」(平成5年3月2日付け基発第439号)に続き、「学校給食事業における労働災害の防止について」(平成6年4月21日付け基発第257号)、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月16日付け基発第461号)等が策定され、「パートタイム労働者の労働災害防止事業」の2年目として、「食料品製造業」「商品小売業」に続き「一般飲食業」について、雇入れ時教育の進め方や作業上の注意事項等をまとめたガイドライン

やチェックリストがつくられている。

建設業における労働災害防止対策関係では、労働省の安全衛生部安全課内に建設安全対策室が新設され、「専門工事業者安全管理活動等促進事業」(平成6年6月23日付け基発第383号、1994～1996年度に大工工事業、とび工事業、電気工事業、管工事業の4業種、1995年度にも4業種追加予定)がスタートし、1995年1月にまとめられた「元請による建設現場安全管理手法検討結果報告書」に基づき、「元方事業者による建設現場安全管理指針」が策定されている(平成7年4月21日付け基発第287号)。また、建設業附属寄宿舍規程の改正(平成6年8月31日付け労働省告示第38号、平成6年9月28日付け基発第595号)に伴い「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」(平成6年9月28日付け基発第596号)が策定されたほか、出稼労働者の受入先建設現場に対する「労災防止特別安全診断事業」もスタートしている。なお、阪神・淡路大震災の災害復旧工事においては、労働省としても、工事実施事業者への指導の徹底と現場安全パトロールを実施する等としているが(平成7年1月26日付け基発第29号等)、3月6日の時点ですでに死亡災害が6件、休業4日以上を負傷災害が150件も発生している状況がある。

4 職業性疾病予防対策

「第4次じん肺防止総合対策推進要綱」(平成5年3月31日付け基発第199号)、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)のほか、「騒音障害防止ガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)、「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)が策定され、今後、建設業における「中毒の防止に関するガイドライン」の策定が予定され、「頸肩腕症候群予防対策」等についても検討が進められている。

「職場における腰痛予防対策指針」は、重量物取扱い作業及び重症心身障害児施設についてのみ示

していた旧指針を廃止し、新たに業種を特定せずに「一般的な腰痛予防対策」を示した上で、腰痛の発生が比較的多い「重量物取扱い作業」「重症心身障害児施設等における介護作業」「腰部に過度の負担のかかる立ち作業」「腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業」「長時間の車両運転等の作業」の5つの作業について「作業態様別の対策」を示している。個人対策よりも作業改善に重点を置いていること、その中での個人差や夜間作業等に対する配慮、小休止・休息や腰部負担の少ない作業との組み合わせ、体操等の効用、「視聴覚教材の使用や小グループ指導、討議等の方法を取り入れた」効果の上がる教育や、「正しい姿勢で」等のあいまいな表現は避け、必要に応じイラストや写真などを用いて具体的で労働者にわかりやすい作業標準の必要性を指摘していることなど、大いに活用すべきものと考えられる。その後、「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」「腰痛予防のための労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領」を定めた「職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について」(平成7年3月22日付け基発第136号)も策定されている。

石綿による健康障害の防止に関しては、1995年1月に安全衛生関係政省令が改正され、原則として1995年4月1日から施行されることとなった(⑥についてのみ1995年6月1日以後に開始されるものについて適用することとされている)。その内容は、①石綿のうち発がん性が強いとされるクロシドライト(青石綿)及びアモサイト(茶石綿)を製造等禁止物質とする(安衛法第16条。現在輸入されているものはクリソタイルで、上記2つの石綿はすでに輸入されていない)。②暴露防止対策(製品への表示、局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断等)を講じることが必要な石綿含有物の範囲を、含有率5%を超えるものから1%を超えるものに拡大(安衛則別表第2、特化則別表第1、別表第5等)。③労働者を石綿等の切断、穿孔、研磨等

の作業に従事させるときは、呼吸用保護具及び作業衣等を使用させること(特化則第38条の9)。④建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ当該建築物について、石綿等が使用されている箇所及び使用の状況を設計図書等により調査し、その結果を記録すること(特化則第38条の10)。⑤石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合に、当該石綿等を除去する作業に従事させるときは、除去を行う作業場所をビニールシートで覆うことなどにより、それ以外の作業場所から隔離すること(特化則第38条の11)。⑥石綿等が吹き付けられた耐火建築物又は準耐火建築物について、当該石綿等を除去する作業を行う場合には、あらかじめ石綿等の除去作業に関する所定の事項を所轄労働基準監督署に届け出ること(安衛則第90条)。

阪神・淡路大震災の復旧工事に伴う安全衛生対策でも紛じん対策が重要になっており、上記の改正安全衛生関係政省令も当然、適用されることとなる。労働省でも、昭和30~40年代にかけて建築された3階建て以上の鉄骨造の建築物や工場、学校等の大規模な建築物には石綿が吹き付けられている可能性が高いことから、解体作業前に設計図書等で十分に確認するよう求めている。

なお、紛じん障害防止に関し、労働省は1995年度に、「じん肺有所見者に対する教育指針」を策定するとともに、「じん肺管理区分が2以上の離職者の健康管理に関するガイドブック」を作成する等としている。

5 化学物質対策

現在、わが国の労働現場で使用されている化学物質は主要なものだけでも約5万種類にのぼると言われ、しかも毎年数千種類の新規化学物質が導入されている。

新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者は、あらかじめ変異原性試験による有害性調査を行

い、その結果を労働大臣に届け出ることになっている。この届出件数はこの10年来、毎年500~600件となっている(1993年製造539、輸入87、合計626)。届出があったもののうち、これまで変異原性の評価結果を行ったものは5,573件に及び、うち変異原性ありと判定されたものが12.5%を占めている。また、新規化学物質であっても、1事業場における1年間の製造・輸入量が100kg以下である場合には、労働大臣の確認を受けることで上記届出に替えることができることとされているが、この確認件数も毎年増加し、1993年には5千件を超えて5,775件となっている(製造3,800、輸入1,975。1992年は製造3,757、輸入895、合計3,757)。有害性調査制度が導入される以前に労働現場に導入された既存の化学物質についても、国が計画的に変異原性試験を実施していくこととされている。

労働安全衛生法では、①製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止するもの(同法55条、7物質)、②製造に際し労働大臣の許可が必要なもの(同法56条、7物質)、③その他製造・取扱い上の管理が必要なもの(同法及び関係政省令等による)の3つに分けて規制されているが、法令の改正では実情に対応しきれないこともまた事実である。労働省では、法令による直接の規制以外の行政指導を拡大する方針で、次のような措置を講じてきた。

人体に対する有害性が確定していなくても、がんその他重度の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、未然防止の観点から労働大臣が「指針」(労働省告示)を定めて指導することとされ、これまでに四塩化炭素(平成3年8月26日)、1,4ジオキサン(平成4年12月21日)、1,2-ジクロロエタン(平成5年6月25日)、パラ-ニトロクロロベンゼン(平成6年3月25日)の4物質について「健康障害を防止するための指針」を策定。また、前述の新規化学物質の有害性調査結果あるいは国が実施した既存化学物質の有害性調査の結果、強い変異原性が認められた化学物質については「通達」による「変異原性が認められ

た化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号)が策定されており、平成6年6月6日付け基発第341号通達により新規化学物質15と既存化学物質17の32物質が追加され、この対象は202物質(新規133、既存69)になった。これらの指針では、①含有率が1%を超えるものを対象とし、②作業環境測定・評価の結果及び労働者の作業記録を30年間保存することなど、現行の有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則等による規制の内容を上回る対策を求めている。なお石綿代替物質の有害性にも注意を促すべく「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」(平成5年1月1日付け基発第1号)も策定されている。

さらに、1995年1月の労働安全衛生関係政省令の改正により、既述のとおり、石綿のうちクロシドライト及びアモサイトが製造等禁止物質に追加され、規制対象となる石綿含有物の含有率が1%以上に拡大された(1995年4月1日施行)ほか、次のような改正も行われている。①アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物が労働安全衛生法施行令別表第1の爆発性の危険物に追加され、乾燥設備作業主任者の選任、化学設備の定期自主検査の実施等の措置を講ずることを義務付けることとされた(1995年10月1日施行)。②作業環境測定を行わなければならない化学物質等として、塩化ビニル等の9物質が追加され、エチレンイミン等特別管理物質である6物質については、作業環境測定の結果の評価を30年間保存するものに追加された(特化則第36条の2、原則として1995年4月1日施行。9物質に係る作業環境評価基準(管理濃度)、作業環境測定基準等も設定されている—平成7年3月27日付け基発第145号等)。③設備の改造等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業を行う場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質等を発生させるおそれのあるときは、作業の方法及び手順を決定し、あらかじめこれを作業に従事する労働者に周知させる等の措置を講じることとされた(特化則第22条

の2、1995年4月1日施行)。

いずれにしろ、これらの法令、通達等によっても全ての化学物質に対応することはできない。そういう意味でも、1993年度から運用されている「化学物質等の危険有害性等の表示制度」(平成4年7月1日付け基発第394号等)に基づく「化学物質等安全データシート(MSDS)」の整備・活用が重要になってくる。この制度は、危険有害性を有する化学物質等を譲渡提供する事業者が、当該化学物質等が法令・通達等による規制対象であるか否かにかかわらず、相手先に対して必要な情報を記載したMSDSを交付しなければならず、これに基づいて取り扱い労働者に危険有害性等の情報を周知し、安全衛生教育等に活用するというもの。労働省でも、事業場への指導とともに活用実態の把握に乗り出すというが、日本化学工業協会等で整備しているMSDSのデータベース等に労働者サイドからも自由にアクセスできるようにすることや、対策等についてのサービスの提供体制が必要である。

6 快適職場形成促進等

1992年の労働安全衛生法改正で「快適職場の形成の促進」が事業主の努力義務とされ、「事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(快適職場指針)」(平成4年7月1日付け基発第392号等)が策定されているが、この周知及び快適職場推進計画の認定制度、低利融資制度・助成制度の利用等はいまだ低調である。

既述の「職場における腰痛予防対策指針」や検討されている「頸肩腕症候群予防対策」等については、「快適職場指針」をより具体化したものとして活用していく必要がある。また、労働省は、5年計画で進めてきた「高血圧症、虚血性心疾患、脳血管疾患等作業関連疾患の予防のための健康管理マニュアル」を1995年度中に作成し、また、新たに「ストレス等に関する調査研究」を行うこととしている。

この点では、4月に日本産業衛生学会・循環器疾患の作業関連要因検討委員会の提言「職場の循環器疾患とその対策」も発表されており、その内容に注目していきたい。

「快適職場指針」では、「屋内作業場では、…必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講じること」が盛り込まれている。喫煙問題については、1988年に「職場における喫煙に関する懇談会報告」がまとめられているが、労働省では、国内事業場が取り組んでいる喫煙対策についてのアンケート調査等の実態調査を行うとともに、専門家による検討委員会を設置し、3年程度で、職場の喫煙対策のコンセンサス形成等について調査研究を行った上で、指針を策定する予定である。

また、1992年5月の「産業医のあり方に関する検討会報告」に基づいて、1993年度から、各労働基準監督署レベルでの「地域産業保健センター」(毎年各都道府県に1か所)及び都道府県レベルでの「産業保健推進センター」(1994年度までに12か所)の設置が進められている。前者は、小規模事業場の労使の健康相談窓口の開設や個別訪問による産業保健指導の実施等、後者は、地域産業保健センターに対する支援や産業保健情報バンクの整備等を業務としている(平成5年4月1日付け基発第225・227号等)。これらの活用のあり方も重要な課題となっている。

さらに、1995年4月には「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会報告」がまとめられた。同報告は、①事業場単位での産業医の選任を30人以上の事業場に拡大し、30人未満でも複数事業場での共同選任や地域産業保健センターの活用といった選択肢を広げて選任を図る、②産業医の職務及び権限のより一層の明確化、③健康診断の事後措置の徹底、一定年齢における節目健診、がん健診の推進、等を指摘し、1995年度中にもこれに基づく法令の整備が予定されている。残念ながら、「産業保健のあり方」と言いながら、健康管理一中でも産業医の役割についてのみに限定ないし偏った内容にとどま

っている。たんに健康管理(ないし健康の保持増進)や産業医の活動に限定するのではなく、具体的な職場・作業改善も含めた快適職場の形成と結びつけて、そこでの労使の役割と産業医を含めた幅広い産業保健スタッフ(看護婦、保健婦や人間工学、機械工学、化学等の専門家等も含めて)によるサービス提供のあり方をどう構想していくか、活発な議論が期待される。

また、1994年8月29日にまとめられた「労働分野におけるエイズ問題検討委員会報告書」に基づき、「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日付け基発第75号・職発第97号)が策定された。同ガイドラインは、エイズについての正しい知識の普及等の必要性等を指摘し、HIV感染自体は「病者の就業禁止」や解雇理由には該当せず、エイズ及び関連症候群に罹患している場合にも他の病気を有する労働者の場合と差別してはならないことを明言している。と同時に、採用選考時はもちろん本人の同意のないHIV検査は行ってはならないこと(プライバシー侵害の問題や真に自発的な同意が得られるかの問題があるから原則的に行わないことが望ましい)とされている。HIV感染の有無に関する情報を含めて、労働者の健康に関する個人情報一般についての秘密保持の重要性を指摘している。エイズの問題も含めて、健康診断のあり方や健康診断一医師中心の「産業保健」のあり方について再考が求められているとも言えよう。

7 労災補償対策

1993年8月に発生した甲府信用金庫女子行員の誘拐殺害事件に対して、甲府労働基準監督署は1994年8月、業務上災害と認定した。犯人が事前に信金本店等の許可をとっていることや、金融機関の職員は現金を奪おうとする犯罪の対象になりやすい危険があり、それが現実化したものとして、勤務時間外・施設外であっても「取材」に応じたことは業務の

一環だったと判断した。

一方、同時期に発生した、食品卸会社支店長が、同僚3人と出張帰りに乗車していた東海道新幹線「のぞみ号」の車内で覚醒剤使用の男に刺殺された事件について、大宮労働基準監督署は、業務遂行中ではあるが(出張帰りは通勤途上ではない)、事件に巻き込まれた原因が同社の事業内容や被災者の業務内容と因果関係がないとして業務外と決定。また、北京アジア大会に向けた日本代表チームの合宿に向かう途中に交通事故死したエスピー食品陸上部の3選手のケースについて、中央労働基準監督署が、日本代表は日本陸連が選考したものでエスピーの業務とは認められないと業務外決定したことに對して、遺族が1994年9月、処分の取消を求めて提訴している。

以前からマスコミ等で取り上げられていた過労死認定の問題などに加えて、「労災補償制度の運用面をみると、国民の意識との間に乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等の問題もみられる一方で、近年、ますますこれらに対する行政の対応が社会的に大きく注目されるようになってきており、このような状況を放置すれば、本制度に対する国民の信頼を損なうことも懸念される」(1995年度労働基準行政運営方針)状況になってきている。

そのため労働省では、1995年度に「幅広く労災補償制度の運用等について問題点の整理、検討を行い、必要な見直しを行う」(同前)こととしている。

その第1弾が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準」(平成7年2月1日付け基発第38号。平成6年12月16日付け「脳・心臓疾患等に係る労災補償の検討プロジェクト委員会検討結果報告書」に基づいたもの)及び「単身赴任者の通勤災害の取扱い」(平成7年2月1日付け基発第39号)の改正である。

後者については、単身赴任者のいわゆる土帰月来型通勤途上災害について1991年度からようやく認

めたものの、①週1回以上反復・継続していること、②片道3時間以内及び200km以内であることという2要件を満たしている場合についてのみ通勤災害の対象として取り扱ってきた(平成3年2月1日付け基発第74号)。これを、「月1回程度の実績」があればよいと、大幅に要件を緩和したものである。

前者(脳・心臓疾患の認定基準の改正)については、現行の認定基準(昭和62年10月26日付け基発第620号)策定当時の懸案事項であったが、文章上はきわめて限定的な改正にとどまった。「過重負荷」の判断対象期間を発症前1週間以内の業務に事実上限定していることに関して、発症前1週間より前の業務について「付加的要因として考慮することと定める」としていたものを「1週間以内の業務が日常業務を相当程度超える場合には、1週間より前の業務を含めて総合的に判断する」。比較の対象を「同僚等(一般的な労働者を想定)」から「当該労働者と同程度の年齢、経験等を有し、日常業務を支障なく遂行できる健康状態にある者」などとした。また、業務を原因とする不整脈による突然死等の労災認定について、専門家会議を設置して認定基準の設定等について検討することとしている。

実際の運用がどうなるかが問題であるが、労働省は、3月下旬に中央労働基準監督署及び尼崎労働基準監督署での認定事例及び、改正認定基準による認定がこの時点で全国で9件になることなどを公表し、アピールに努めている。中央署のケースは、発症前に26日間連続勤務し、くも膜下出血で死亡したリゾート販売会社員、尼崎署のケースは、阪神大震災から16日間連続で復旧作業等に従事し、出勤直前に脳出血を発症した荷役作業員のケースである。

今後の「幅広い」認定基準の改正作業等が注目されるが、労災保険によるはり・きゅう治療を最長1年間に限定していること(昭和57年5月31日付け基発第375号)が違法であるとして争われていた行政訴訟で、1993年12月東京高裁、1994年大阪高裁でいずれも国が敗訴し、労働省では上告できずに、いず

れも確定した。とりわけ大阪高裁判決では、通達の違法性を正面から判断しており、現在労働省で専門家会議による見直し作業が進められている(平成7年1月13日付け事務連絡第1号)。

認定基準—行政通達の改正に至らなくとも、運用面で従来よりも幅広く認定していこうとする傾向もうかがえる。既述の、阪神・淡路大震災に伴う労働災害に対しても、従来の「関東大震災並みの地震は対象とならない」という解釈にはふれずに、「天災地変に際して、当該被災労働者の業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業場施設の状況などからみて災害に被りやすい事情」または「通勤途上に災害に被りやすい特段の事情」があった場合には認定するという解釈で、かつ、現実には個々の事情を厳密に詮索せずに認定してきている(平成7年1月30日付け事務連絡第4号。3月16日現在の労災請求件数220件)。また、「のぞみ号殺人事件」事件については事業・業務内容との因果関係がないと業務外としたにもかかわらず、11人の死者と5千人を超える重軽傷者を出した1995年3月20日の東京・地下鉄サリン事件(4月26日現在の労災請求件数883人)や4月19日の横浜駅刺殺臭事件では、いちちはやく労災保険の対象となることが表明され、これまでのところそのとおり認定されてきている。

8 労災保険法等の改正

1993年4月以来18回にわたって「労災保険制度のあり方について幅広く検討」を行ってきた労災保険審議会(労災保健基本問題懇談会)は、1994年12月16日に、「労働者災害補償保険制度の改善について」建議を行った。この建議を踏まえた労災保険法等の一部を改正する法律が1995年3月15日に成立、同月23日平成7年法律第35号として公布され、8月1日以降順次施行されることとなっている。法改正の内容は以下のとおりである。

① 介護(補償)給付の創設—現行、労働福祉事業で

実施している介護料を、労災保険で当然に補填すべき損害と位置づけ、保険給付化する。労働福祉事業の介護料では、障害または傷病等級1級の者のうちじん肺、せき損等により常時介護を要する者に限定されていた対象者が、障害または傷病等級1級の者及び2級のじん肺、せき損等の者であって常時または随時介護を要する者にまで拡大される予定。また、額についても、現行の56,550～104,180円を引き上げた額とし、随時介護を要する者についてはその2分の1の額とされる予定(1996年4月1日施行)。

- ② 労働福祉事業の規程の整備拡充—労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を実施できる旨を明示(1995年8月1日施行)。
- ③ 遺族(補償)年金の改善—遺族(補償)年金の最高給付日数(245日分)を受給できる遺族数を現行の「5人以上」から「4人以上」に改めるとともに、遺族数「2人」の場合を「193日分」から「201日分」に、遺族数「3人」の場合を「212日分」から「223日分」に、それぞれ引き上げる(1995年8月1日施行)。また、遺族(補償)年金の受給資格者となる遺族のうち子、孫及び兄弟姉妹の年齢要件を、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日」までとする(1996年4月1日施行)。
- ④ 海外派遣者特別加入制度の改善—派遣先の海外の事業が中小企業(使用する労働者数が常時300人(金融業、保険業、不動産業、小売業またはサービス業においては50人、卸売業については100人)以下であるもの)に該当するときは、当該事業の代表者等として派遣される者についても、国内の中小事業主と同様に特別加入の対象とする(1996年4月1日施行)。
- ⑤ 年金支払回数数の改善—年金たる保険給付の支払期月を、現行の年4回から、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に改める(1996年10月1日施行)。
- ⑥ 罰金額の適正化—事業主等に対する罰則の罰

金額を「5万円以下」から「30万円以下」に、事業主等以外の者に対する罰金額を「3万円以下」から「20万円以下」に、それぞれ引き上げる(1995年8月1日施行)。

- ⑦ メリット制の特例の創設—中小事業主が中小企業集団による安全衛生活動に参加するなど労働者の安全または衛生を確保するための特別の措置を講じた場合であって、メリット制の特例の適用を受けようとする旨申告しているときは、メリット制による保険料の増減幅を最大100分の45(現行100分の40)に拡大する特例を設ける(1997年3月31日施行)。
- ⑧ 労働保険料の申告・納付期限の延長—保険年度の初日(4月1日)から45日以内を50日以内に改める(1997年4月1日施行)。
建議で指摘された事項で法改正の必要のないものについても順次実施される予定であり、以下のようになっている(一部建議では明記されていない事項を含む)。
- ⑨ 特別加入者の給付基礎日額の上限額の引き上げ(1995年4月1日施行—平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号)
- ⑩ 特別加入保険料の算定基礎額の特例(年度途中の加入・脱退の取り扱い。省令改正事項、1995年4月1日施行—平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号)
- ⑪ 労働保険事務処理委託届の改正(省令改正事項、1995年4月1日施行—平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号)
- ⑫ 労働福祉事業に要する費用の限度額の引き上げ(15/15から18/18へ。省令改正事項、1995年4月1日施行—平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号)
- ⑬ アフターケア制度の充実(慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケアの追加及びすべての労災指定医療機関・薬局に拡大。1995年4月1日施行—平成7年3月31日付け基発第168号)

- ⑭ 中小企業安全衛生活動助成制度の創設(1995年4月1日施行)
- ⑮ 長期家族介護者援護金制度の創設(1995年4月3日施行—平成7年4月3日付け基発第199号)
- ⑯ 給付基礎日額の最低保障額の引き上げ(省令改正事項、1995年8月1日実施予定)
- ⑰ 年金給付基礎日額の年齢階層別最高限度額の改善(省令改正事項、1995年8月1日実施予定)
- ⑱ 自動車購入資金貸付制度の改善
- ⑲ 介護支援施策の充実(「労災ホームヘルプサービス事業(仮称)」、「介護機器レンタル事業(仮称)」、「在宅介護住宅資金貸付制度(仮称)」等が1995年8月以降創設される予定である。)、労災特別介護施設(ケアプラザ)の計画的整備
- ⑳ メリット収支率の算定方法の改善(省令改正事項、1997年4月1日実施予定)

その他に、建議では、労災保険給付と民事損害賠償との調整のあり方について、法律の専門家による検討を行うとしている。

なお、労災保険率について、事業の種類(業種)別に過去3年間の収支状況、災害率等を基礎として3年に1度見直されているが(前回は1992年)、1995年4月1日以降適用される労災保険率について、全体で53業種のうち33業種について引き下げ。建設関係の事業に係る第2種特別加入保険料率及び海外派遣者に係る第3種特別加入保険料率の引き下げと請負による建設事業に係る労務費率についても改定された。

9 その他の問題

政府は1995年3月31日、今後5年間の「規制緩和推進計画」を閣議決定した。労働行政関係は65件で、そのうち、労働安全衛生関係が、①ボイラー・圧力容器関係5件、②クレーン関係5件、③その他労働安全衛生法関係11件、④資格関係6件、⑤基準・認証・輸入等関係8件となっている。「労働行政に係る規制については、労働者の適正な労働条件や安全及び

健康の確保を目的とするもの、安定した雇用機会の確保や高齢者、障害者の雇用の促進を目的とするものなど労働者の福祉の増進を図り、そのことによって経済社会の発展に寄与するものであることを基本としつつ、経済の活性化や国際的調和などの観点から検討したとされる。個々の規制についての吟味も必要であるが、前述したように、「産業保健」—「労働安全衛生」のあり方について、使用者の安全衛生義務の明確化と労働者の権利(参加する権利、知る権利、緊急避難の権利等)の確立、専門家等によるサポート体制といった大きな枠組みについての理念と体制を確立すべき時期にさしかかっていると言えるのではないだろうか。

労働行政とのかかわりでは、「行政庁の処分、行政指導等に関する手続」に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資する」という「行政手続法」が1994年10月1日から施行されることとなった。

「申請に対する処分」(労災保険の給付請求等がこれに該当。労働基準法第104条等に基づく「申告」は、「行政庁に対応義務が生じるものではないので」該当しないとされている)については、①審査基準、及び、②標準処理期間を定め、公表する、③申請が到達したときは遅滞なく審査を開始する、④申請により求められた許認可等を拒否する場合にはその理由を提示すること。

「不利益処分」(許認可の取消等が該当。労災保険の給付請求に対する不支給処分等は該当せず、この場合は、上記「申請に対する処分」の④の拒否する場合に該当する)については、①処分基準を定め、公表する、②聴聞の手続または弁明の機会の付与の手続を執り、③事前に不利益処分の内容、根拠法令、原因となる事実等を通知する、④資料の閲覧を求め、意見を述べ、証拠書類等を提出すること等ができる、⑤不利益処分をする場合には理由を提示すること。

「行政指導」については、①当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならず、相手方の任意の協力を前提とするものであることに留意すること、②行政指導等の趣旨、内容、責任者を明らかにして行い、求めがあれば、書面を交付すること。

労働省においても、「行政手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の手続」(平成6年9月30日付け基発第611号・婦発第272号)を定めるとともに、行政手続法への対処方針を定めている(平成6年9月28日付け労働省発総第22号、平成6年9月30日付け基発第612号・婦発第273号等)。

「申請に対する処分」についてみると、「審査基準」には認定基準や解釈例規等これまでに示してきた通達等をあて、公表の方法は、窓口における備え付け、求めに応じ提示すること等の方法でよい。「標準処理期間」については、原則1か月とする。ただし、プレス機械等の形式検定5か月、じん肺管理区分決定2か月、疾病に係る労災保険給付6か月、障害補償給付3か月、遺族補償給付・葬祭料4か月とし、未払賃金の立替払いに係る確認・認定、労働時間短縮実施計画(変更)の承認及び上記疾病に係る労災保険給付のうち「その他業務に起因することの明らかなもの」(過労死等の場合が該当する)については標準処理期間は設定できないとする。公表方法は「審査基準」の場合と同様、窓口における備え付け、求めに応じ提示すること等の方法でよいとされる。「拒否する場合の理由の提示」についても、従来の対応を変更する指示はない。また、行政手続法自体に、「申請に対する処分」については「不利益処分」の場合のような「資料の閲覧」等の定めがなく、また、(再)審査請求等については法の適用自体が除外されている。このため、こちら側からの働きかけがなければ、従来からの行政対応に何の変化もなく、部内限通達等の秘密主義も変わらないことが懸念される。「行政情報公開基準」(1991年12月11日に各省庁が申し合わせ、平成4年3月31日付け基発第188

号)を含め、内容の改正とともに幅広い周知、積極的な活用が望まれるのである。

製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る「製造物責任(PL)法」も1995年7月1日から施行される。製造物の欠陥と被害の間の因果関係の立証責任を被害者に負わせながら、製造業者等に情報の開示を義務づけず、推定規程もおいていないこと、「製造物を引き渡した時における科学または技術に関する知見によって欠陥を認識することができなかった」場合には免責するという「開発危険の抗弁」を認めたこと等の批判があることも事実だが、これが労働安全衛生対策の前進に寄与することが期待される。PL法制定の中で、すでに、例えばテレビゲームに、「長時間の使用は健康上好ましくないので、1時間ごとに10~15分の小休止が必要」等の「健康上の安全に関する注意」ラベルが貼られるなどの動きも出てきている。「化学物質等安全データシート」と「製造物責任法」は、労働者の「知る権利」の確立に向けた起爆材となることも可能と考えられる。労働現場では、労働者が取り扱うこととなる製造物に対する対策、及びそこで製造され消費者等に引き渡される製造物の対策の両面からのチェックが求められている。

また、次第に整備されつつあるISO(国際標準化機構)のISO9000シリーズ—品質管理システム(品質保証システム)やISO14000(環境管理・監査システム)に対する企業の対応が賑やかになってきている。導入の動機は別にしても、これらのシステムを導入する場合にも、たんにドキュメントの整備に追われるのではなく、職場における労働安全衛生体制・対策の前進と結びつける必要性和チャンスがあると考えられる。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

Table with columns for Year (年度), Labor Insurance (労災保険), Death/Injury (死亡災害・死傷災害), and various benefit categories (年金受給者数). Rows range from 1947 to 1994.

資料: 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、1973年以降の死傷者数は休業4日以上、1972年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。上記以外は、労働省労働基準局「労災保険事業月報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。*印はピーク

表2 業務上疾病の発生状況

Table showing the occurrence of occupational diseases from 1973 to 1993. Categories include occupational injuries, physical factors, body burden, chemical substances, dust, bacteria, and cancer. Includes a total row at the bottom.

注) 上段の数字は、労働省業務上疾病調査(各年版「衛生のしおり」による)から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上で、その年(暦年)中に発生(初めて診断がなされた日)した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、事業主から提出された労働者死傷病報告書を分析・再分類したもの。中段の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」、被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの。労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

年度	脳血管疾患								虚血性心疾患等								合計							
	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993		1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993		1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	
請求件数	351	480	538	436	404	328	277	148	196	239	161	151	130	103	499	676	777	597	555	458	380			
認定件数	42	61	96	77	78	66	59	7	20	14	16	15	8	13	49	81	110	92	93	74	72			
1号	24	47	77	58	54	55	40	4	5	3	3	5	1	1	28	52	80	59	59	56	41			
9号	18	14	19	21	24	11	19	3	15	11	12	10	7	12	21	29	30	33	34	18	31			

(注)1号とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、9号とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。
2 未処理の件数があるため、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。
3 労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

表3-2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の審査請求及び再審査請求処理状況

年度	審査請求						再審査請求		
	前年度末残	請求	決定	取下	請求の増減	本年度末残	裁決件数	救済件数	請求件数
1987							18	0	
1988							29	1	
1989							38	0	
1990							50	0	
1991	207	131	8	120	3	△2	206	42	0
1992	205	109	3	109	7	△1	194	36	1
1993	194	96	4	109	1	△3	170	45	0

(注)審査請求処理状況及び再審査請求の請求件数は労働省資料より、再審査請求の裁決・救済件数は労災保険研究所「週刊労災」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
「請求の増減」欄は、事件の移送、併合、分轄等による増減である。

表4 産業がんの労災補償状況

疾病の種類	年度	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	合計
ベンジジン又はβ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路上皮癌	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											412	12	11	14	13	6	20	488
タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											107	9	4	1	12	4	5	142
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											61	2	0	1	1	3	0	68
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											113	1	6	4	5	5	4	138
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											15	0	0	0	1	0	0	16
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											2	0	0	0	0	1	0	3
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											8	0	0	0	0	0	0	8
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											7	0	0	0	0	0	0	7
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	189
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											9	0	1	1	1	1	1	14
その他のがん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											209	19	28	13	29	11	22	329
総数	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											1,025	53	67	50	80	54	73	1,402

(注)労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断実施状況

年度	定期健康診断			特殊健康診断					じん肺健康診断							
	受診労働者総数	疾病総数	疾病発見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	受診労働者数	管理1有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者数	合併症り患者数	有所見率
1965	9,370,497	574,578	6.1	24	8,927	226,979	24,048	10.6	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234	—	8.8
1970	11,199,917	662,894	5.9	30	14,865	304,793	30,735	10.1	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642	—	8.4
1975	10,901,527	733,029	6.7	66	30,446	557,224	29,962	5.4	212,976	12,716	5,055	1,080	318	19,169	—	9.0
1980	11,306,990	990,149	8.8	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5	259,899	—	34,133	8,132	122	42,387	172	16.3
1981	10,333,192	816,522	8.9	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5	271,775	—	36,872	7,787	148	44,607	177	16.5
1982	10,408,511	953,393	9.2	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4	265,720	—	38,099	8,010	126	46,235	147	17.4
1983	10,625,676	991,035	9.3	72	78,031	1,342,062	27,498	2.0	260,565	—	37,183	7,120	137	44,440	133	17.1
1984	10,618,339	970,752	9.1	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0	262,024	—	34,958	6,231	81	41,270	102	15.8
1985	10,733,013	1,005,929	9.4	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7	260,629	—	33,391	5,905	80	39,376	87	15.1
1986	10,900,258	1,065,354	9.8	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6	251,822	—	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
1987	10,859,413	1,100,724	10.1	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5	237,310	—	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
1988	10,586,406	1,123,126	10.6	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4	228,425	—	27,164	4,209	64	31,437	80	13.8
1989	9,232,997	1,117,564	12.1	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8	219,624	—	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
1990	10,009,681	2,367,251	23.6	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3	216,420	—	22,184	3,557	74	25,815	93	11.9
1991	10,911,023	2,990,890	27.4	72	73,817	1,365,573	41,844	3.0	229,139	—	22,799	3,475	50	26,324	47	11.5
1992	10,825,454	3,483,525	32.2	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2	220,988	—	18,782	3,249	52	22,083	63	10.0
1993	11,187,605	3,762,451	33.6	72	78,986	1,553,650	52,353	3.4	219,607	—	19,886	3,138	36	23,062	27	10.5

資料：特殊健康診断実施結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断実施結果調により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
1969年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。
特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び給健康診断の項目等が改正されている。
じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
1978年じん肺管理区分が改正されている。

【資料】

不法就労外国人に対する災害補償の状況

各年度の労働省労働基準局補償課の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。
 労災保険の保険給付の請求があった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。

1 被災労働者の国籍（人数）

国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
イラン	0	2	0	15	100	122	101	レソト	0	0	0	0	0	0	1
韓国	2	6	7	20	32	43	38	ベナン	0	0	0	0	0	0	1
パキスタン	13	16	19	51	58	46	34	スーダン	0	0	0	0	0	0	1
バングラディシュ	8	27	22	63	33	42	28	台湾	2	0	0	0	1	2	0
フィリピン	8	6	3	10	13	21	25	トルコ	0	0	0	1	0	2	0
スリランカ	0	0	1	10	13	14	25	イギリス	0	0	0	0	0	1	0
タイ	0	1	1	4	15	20	18	ブキナファソ	0	0	0	0	0	1	0
ベルー	0	0	0	2	5	8	12	スリナム	0	0	0	0	0	1	0
ブラジル	0	0	0	2	4	3	12	パハマ	0	0	0	0	0	1	0
マレーシア	0	0	3	6	12	10	8	メキシコ	0	0	0	0	0	1	0
中国	3	5	20	21	16	31	9	キューバ	0	0	0	0	1	0	0
インド	0	1	0	6	2	6	9	ドイツ	0	0	0	0	1	0	0
ナイジェリア	0	1	0	0	3	2	8	南アフリカ	0	0	0	0	1	0	0
ネパール	1	0	1	4	2	2	5	マリ	0	0	0	0	1	0	0
インドネシア	1	0	0	0	0	1	4	ハブ・アニューキニア	0	0	0	0	1	0	0
ガーナ	1	2	2	0	3	5	2	タンザニア	0	0	0	1	1	0	0
ミャンマー	0	0	1	2	2	2	2	香港	0	0	1	1	0	0	0
アメリカ	0	0	0	0	1	2	2	オランダ	0	0	0	1	0	0	0
ベトナム	0	1	2	0	0	2	2	エジプト	0	0	0	1	0	0	0
ギニア	0	0	0	0	1	1	1	シンガポール	0	1	0	0	0	0	0
ポリビア	0	0	0	0	0	1	1	ニュージーランド	0	1	0	0	0	0	0
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	フランス	1	0	0	0	0	0	0
アイルランド	0	0	0	0	0	0	1	不明	0	1	8	0	0	0	0
ホンジュラス	0	0	0	0	0	0	1	計	40	71	89	221	322	393	351

2 就労場所（人数）

都府県名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	都府県名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
群馬	0	11	14	33	16	91	92	兵庫	0	0	0	2	3	4	1
東京	19	36	49	80	102	84	62	富山	0	0	0	0	0	3	1
千葉	2	10	4	28	30	39	48	福島	0	0	0	1	1	1	1
茨城	4	0	2	16	25	36	41	福井	0	0	0	0	0	0	1
愛知	2	2	0	0	10	17	19	高知	0	0	0	0	0	0	1
栃木	0	0	4	12	14	17	16	佐賀	0	0	0	0	0	0	1
大阪	1	3	4	3	11	10	14	三重	0	0	0	1	2	11	0
神奈川	6	5	5	12	36	30	13	広島	0	0	0	0	2	1	0
埼玉	4	0	3	28	49	21	11	京都	0	0	3	0	2	1	0
静岡	0	0	0	2	9	9	7	石川	0	0	0	0	0	2	0
長野	1	0	0	0	0	1	7	福岡	0	0	0	0	0	2	0
山梨	0	4	0	3	5	3	6	北海道	0	0	0	0	1	1	0
滋賀	0	0	0	0	0	3	4	和歌山	1	0	0	0	0	1	0
新潟	0	0	0	0	3	1	3	愛媛	0	0	0	0	0	1	0
奈良	0	0	0	0	1	3	2	岐阜	0	0	1	0	0	0	0
計	40	71	89	221	322	393	351								

4 補償状況（件数）

保険給付の種類	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
療養補償給付	39	70	70	169	267	298	289
休業補償給付	21	19	40	80	128	197	195
障害補償給付	7	6	10	38	55	69	87
遺族補償給付	0	0	2	2	4	1	3
葬祭料	0	0	2	2	3	1	1
計	67	95	124	291	457	566	575

3 就労事業場の種類(人数)

業 種	62	63	元	2	3	4	5	業 種	62	63	元	2	3	4	5
	年度		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度						
その他の林業	0	0	0	0	0	1	2	鑄物業	1	1	0	6	6	9	11
木材伐出業	0	0	0	0	2	0	0	金属製品製造業 又は金属加工業	10	30	36	62	98	92	84
採石業	0	0	0	0	0	0	1	一般金物製造業	0	0	2	1	1	0	1
その他の鉱業	0	0	0	0	0	1	1	めっき業	1	4	0	4	2	0	2
道路新設事業	0	0	0	0	0	0	2	機械器具製造業	0	3	3	13	21	28	13
ほ装工業	0	0	0	1	2	1	1	電気機械器具 製造業	1	1	1	5	2	4	7
建築事業	4	2	13	27	42	51	38	輸送用機械 器具製造業	0	2	6	21	19	36	19
既設建築物設備 工事	0	0	0	1	5	5	2	船舶製品製造業	0	0	0	0	0	0	1
機械装置の組立又 はすえ付けの事業	0	0	0	1	2	1	0	計量器、光学機械 時計等製造業	0	0	0	1	0	0	3
その他の建設事業	0	0	0	4	9	20	19	貴金属製品、装 身具、皮革製品 等製造業	0	0	0	4	2	2	0
食料品製造業	3	1	1	0	6	19	19	その他の製造業	3	2	3	22	18	25	31
繊維工業又は 繊維製品製造業	0	0	0	0	1	4	6	貨物取扱事業	0	0	2	0	4	5	5
木材又は木製品 製造業	1	1	1	0	2	9	9	港湾貨物取扱業	0	0	0	1	0	1	0
パルプ又は 紙製造業	0	0	0	0	1	0	0	港湾荷役業	0	0	0	0	0	0	1
印刷又は製本業	0	1	1	6	3	5	4	農業又は海面漁業	0	0	0	1	3	0	1
化学工業	3	2	2	6	15	15	7	以外の漁業	0	0	0	0	0	0	0
ガラス又はセメ ント製造業	0	0	0	2	9	0	0	清掃、火葬又は と畜の事業	1	0	1	0	0	6	4
その他の窯業又は 土石製品製造業	0	0	1	2	4	8	11	ビルメン テナンス業	0	0	1	0	1	1	0
金属精錬業	0	0	0	0	2	1	1	その他の各種事業	12	21	15	28	35	36	42
非鉄金属精錬業	0	0	0	2	4	6	1	計	40	71	89	221	322	393	351
金属材料品製造業	0	0	0	0	3	1	2								

【資料】

外国人労働者の労働災害発生状況

各年度の労働省労働基準局安全衛生部の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。
事業主が届け出た労働者死傷病報告によるデータで、永住者、永住者の配偶者等、平和条約関連国籍離脱者の子及び定者を除く在留資格を有する者を対象としており、在留及び就労の合法、不法を問わない。死傷は死亡及び休業4日以上の負傷の合計。

1 国籍別労働災害被災者数

国 籍	平成2年		平成3年		平成4年		平成5年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
ブラジル	39	2	80	2	201	4	278	5
イラン	11	1	71	3	102	5	102	2
ペルー	6		18	1	63	1	72	1
中華人民共和国	25		28	2	42	1	52	2
大韓民国	18	4	36	6	30	4	44	7
フィリピン	—	—	—	—	—	—	38	2
バングラディシュ	34	1	27	—	—	—	22	—
タイ	—	—	—	—	—	—	18	2
バキスタン	45		30		34		18	2
スリランカ	—	—	—	—	—	—	18	—
アメリカ	—	—	—	—	—	—	14	—
インドネシア	—	—	—	—	—	—	13	1
その他	66	3	95	2	217	8	68	—
不明	—	—	—	—	—	—	87	—
合 計	244	11	385	16	689	23	844	22

2 業種別労働災害被災者数

業 種	平成2年		平成3年		平成4年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
製造業	184	4	272	5	487	7
建設業	31	5	67	9	113	13
貨物取扱業	2	1	10	1	2	1
農林業			2		1	
畜産・水産業	3				17	
商 業	6	1	11	1	22	2
接客業	4		19		31	
その他	5		4		16	
合 計	244	11	385	16	689	23

1994年度労働安全衛生関係日誌

- 1994.1.4 平6.1.4基発第1号「労働基準法の一部改正の施行について」(法令47-5/速報132)
- 1994.1.4 平6.1.4基発第2号「週40時間労働制への移行等労働時間制度等の改正の概要及び周知について」(法令47-6)
- 1994.1.4 警視庁発表、平成5年の交通事故死亡者数10,942人(通信456)
- 1994.1.10 平6.1.10労発第7号・基発第25号・職発第8号「週40時間労働制への移行等労働時間制度等の改正の概要及び周知について」
- 1994.1.14 平6.1.14基発第30号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針について」(法令47-5)
- 1994.1.14 中央職業安定審議会「65歳までの雇用機会の確保等総合的な高齢者雇用対策の確立について(建議)」(速報131)
- 1994.1.15-16 宮崎・日向振動病検診
- 1994.1 経済企画庁経済研究所「研究論文 働き過ぎと健康障害—勤労者の立場からみた分析と提言—」(情報94-5)
- 1994.1.23 全国安全センター・労住医連第2回振動病プロジェクト(熊本)
- 1994.2.7 平6.2.7職発第54号「雇用保険法第6条第1号の2の規定に基づく労働大臣の定める告示の制定について」(法令47-7)
- 1994.2.17 平6.2.17基発第82号「衛生管理者能力向上教育(定期又は随時)について」(通信459)
- 1994.2.18 平6.2.18基発第83号「交通労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(情報94-6/法令47-7/通信458/速報132)
- 1994.2.21 平6.2.21基発第89号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信460)
- 1994.2.22 「平成6年度労働基準行政の運営について」(法令47-8/通信459)
- 1994.2.22 長崎じん肺訴訟最高裁判決(情報94-6)
- 1994.2.22 庁保発第2号「厚生年金保険の第4種被保険者及び船員任意継続被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の告示について」(速報132)
- 1994.2 (財)労働問題リサーチセンター「職場におけるエイズ教育のあり方研究会報告」(速報132)
- 1994.3.3 平6.3.3基発第114号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(法令47-9/通信460)
- 1994.3.3 連合解雇問題で労働省に指導強化を要請
- 1994.3.5-6 全国安全センター・労住医連第3回振動病プロジェクト(東京)
- 1994.3.9 石綿対策全国連絡会議各省庁ヒアリング
- 1994.3.10 平6.3.10基発第126号「労働者災害補償保険法施行前に従事した有害業務に起因して同法施行後に疾病が発症した被災労働者への同法の適用に関する取扱いの変更について」(情報94-8)
- 1994.3.11 平6.3.11婦発第56号「男女雇用機会均等法に基づき事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針の一部改正について」(法令47-12)
- 1994.3.11 平6.3.11基発第131号・婦発第57号「女子労働基準規則の一部改正について」(法令47-12)
- 1994.3.11 平6.3.11基発第132号「1年単位の変形労働時間制」の運用に当たってのガイドラインについて」(法令47-9)
- 1994.3.21-3.24 第67回日本産業衛生学会(岡山大学)
- 1994.3.24 通産省、鉱山保安規則公布(鉱山保安法に基づく石炭鉱山保安規則、金属鉱山等保安規則、石油鉱山保安規則を統合。1995年4月1日施行)
- 1994.3.25 平6.3.25基発第152号「当面の労働時間対策の具体的推進について」(法令47-16)
- 1994.3.25 平6.3.25基発第155号「パラ-ニトロクロルベンゼンによる健康障害を防止するための指針について」(法令47-14/通信461)
- 1994.3.29 平6.3.29補償課長事務連絡第6号「振動障害者に係る『経過監察』の具体的運用について」(情報94-6)
- 1994.3.30 平6.3.30基発第170号「労働安全衛生法関係手数料令等の一部を改正する政令の施行について」(通信461)
- 1994.3.31 平6.3.31基発第181号「労働基準法の一部改正の施行に伴う関係通達の改廃について」(法令47-12)
- 1994.3.31 平6.3.31基発第183号「第一種衛生管理者免許を受けることができる者について」(法

- 令47-17/通信468)
- 1994.4.21 平6.4.21基発第257号「学校給食事業における労働災害の防止について」(通信463)
- 1994.5.16 地公災基金岡山県支部事件(職場ソフトボール大会での心筋梗塞死)最高裁判決(法令47-15)
- 1994.5.18 平6.5.18基発第301号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信465)
- 1994.5.28-29 第15回労災職業病被災者全国集会(岐阜羽島)
- 1994.5.31 平6.5.31基発第330号「労働基準法関係解釈例規の追加について」(法令47-16)
- 1994.5.31 平6.5.31基発第331号「法定休日における割増賃金の考え方について」(法令47-16)
- 1994.6.1-6.30 平成6年度全国安全週間
- 1994.6.6 平6.6.6基発第341号の3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」(通信468)
- 1994.6.11-12 労働者住民医療機関連絡会議第12回総会(静岡・熱海)
- 1994.6.7-24 ILO第81回総会
- 1994.6.13 平6.6.13基発第353号の3「ゴンドラを使用する作業の安全確保の徹底について」(法令47-21/通信468)
- 1994.6.21 平6.6.21基発第370号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」(法令47-19/通信467)
- 1994.6.23 平6.6.23基発第383号「専門工事業者安全管理活動等促進事業の実施について」(法令47-21/通信468)
- 1994.6.23 「事業の再構築に当たって雇用面等で配慮すべき事項に関する指針」(速報136)
- 1994.6.24 平6.6.24婦発第173号・職発第457号・能発第150号「雇用安定事業等の実施について」(法令47-23)
- 1994.6.29 平6.6.29職第153号「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行について」(法令47-20)
- 1994.6.30 平6.6.30職第156号「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(法令47-22/職発第479号も)
- 1994.7.3 第3回田尻賞表彰式(横浜・日本丸)
- 1994.7.6 平6.7.6基発第437号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針について」(法令47-21)
- 1994.7.6 平6.7.6基発第438号「乾燥設備作業主任者に対する能力向上教育について」(通信
- 472)
- 1994.7.8 「介護休業制度に関する専門家会合報告書」(速報137)
- 1994.7.11 平6.7.11基発第448号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信469)
- 1994.7.12 平6.7.12基発第452号「ゴンドラ構造規格の適用について」(法令47-23/通信468)
- 1994.7.15 平6.7.15基発第459号の3「足踏み操作式のポジティブクラッチプレスを両手押しボタン操作式のものに切り換えるためのガイドラインについて」(通信469)
- 1994.7.15-17 労働と健康フォーラム in HOKKAIDO(第5回労働安全衛生学校/北海道・札幌)
- 1994.7.17-18 全国安全センター第5回総会(北海道)
- 1994.7.18 平6.7.18基発第461号の3「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインの策定について」(法令47-23/通信469)
- 1994.8.2 「短時間労働者対策基本方針」(速報137)
- 1994.8.27-28 第6回労働安全衛生学校(大分・別府)
- 1994.9.6 平6.9.6基発第547号「職場における腰痛予防対策の推進について」(情報94-12増刊/法令47-26/通信470/速報139)
- 1994.9.6 平6.9.6基発第551号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信472)
- 1994.9.9 平6.9.9基収第184号の2「クレーン構造規格第1条第1項に規定されない鋼材の使用について」(通信472)
- 1994.9.9 平6.9.9保発第96号・庁保発第29号「健康保健法等の一部を改正する法律の施行について」(法令47-26/速報138)
- 1994.9.9 保発第118号・庁保発第8号「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて」(速報138)
- 1994.9.9 保発第119号・庁保発第9号「健康保険の移送費の支給の取扱いについて」(速報138)
- 1994.9.16 平6.9.16基発第570号「クレーン等安全規則の一部を改正する省令等の施行について」(法令47-28/通信473)
- 1994.9.16 平6.9.16基発第571号「特級ボイラー技士免許試験における科目免除者の合格の取扱いについて」(法令47-32/通信474)
- 1994.9.26 石綿対策全国連絡会議労働省ヒアリング
- 1994.9.23-24 第6回コミュニティユニオン全国交流集会(秋田)
- 1994.9.28 平6.9.28発総第22号「行政手続法及び行

- 政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行について」
- 1994.9.28 平6.9.28基発第595号「建設業附属寄宿舍規程の一部を改正する省令の施行について」(法令47-31/通信473)
- 1994.9.28 平6.9.28基発第596号「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドラインについて」(法令47-31/通信473)
- 1994.9.29 「労働分野におけるエイズ問題検討委員会報告書」(情報94-12・95-1・2/速報139)
- 1994.9.30 平6.9.30基発第611号・婦発第272号「行政手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について」
- 1994.9.30 平6.9.30基発第612号・婦発第273号「行政手続法の施行について」
- 1994.9.30 平6.9.30基発第609号「健康保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う療養補償給付に関する規定等の整備について」(法令47-29/情報95-1・2)
- 1994.9.30 平6.9.30基発第610号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」(法令47-29)
- 1994.10.1 平6.10.1発職第216号「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(法令47-27/職発第713号も)
- 1994.10.15-16 全国安全センター・労務医連第4回振動病プロジェクト(熊本)
- 1994.10.19 「菓子製造業、生コンクリート製造業、自動車整備業の労働時間短縮指針」(速報140)
- 1994.10.20 平6.10.20基発第645号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信474)
- 1994.10.24 平6.10.24基発第656号「手押しかなん盤等の構造、使用等に関する安全上のガイドライン等の策定について」(通信476)
- 1994.11.9 平6.11.9発第59号「国民年金法等の一部を改正する法律の施行について」(法令47-31/保発第35号も/速報141)
- 1994.11.9 平6.11.9保発第36号「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(法令47-32/速報141)
- 1994.11.9 保発第124号・庁保発第38号「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時決定の取扱いについて」の一部改正について」(速報141)
- 1994.11.9 庁文発第3232号「国民年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」(速報141)
- 1994.11.9 庁文発第3235号「生計維持関係等の認定
- 基準の一部改正について」(速報141)
- 1994.11.9 庁文発第3226号「厚生年金保険の第4種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る前納保険料の充当等の取扱いについて」(速報141)
- 1994.11.10 平6.11.10基発第676号「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(通信476)
- 1994.11.12-13 全国安全センター・労務医連第5回じん肺プロジェクト(愛媛・松山)
- 1994.11.15 石綿対策全国連絡会議第8回総会・アスベスト規制を求める討論集会
- 1994.11.19-21 第7回労働安全衛生学校(東京・晴海)
- 1994.11.25 平6.11.25基発第679号「労働災害防止対策の強化について」(法令47-33)
- 1994.12.15 中央労働基準審議会「平成7年4月以降の週法定労働時間の猶予措置の範囲・水準について(報告)」(速報142)
- 1994.12.16 労災保険審議会建議「労働者災害補償保険制度の改善について」(情報95-1・2/法令48-1/速報142)
- 1994.12.16 「脳・心臓疾患に係る労災補償の検討プロジェクト委員会検討結果報告書」(情報95-4/法令48-2/速報142)
- 1994.12.21 平6.12.21基発第746号「許可、認可等の整理及び合理化に関する法律(労働安全衛生法関係)及び関係政省令等の施行について」(法令48-2/通信478)
- 1994.12.22 平6.12.22基発第750号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信474)
- 1994.12.27 労働省告示第117号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示」(様式のOCR化、法令48-2)
- 1995.1.13 平7.1.13補償課長事務連絡第1号「はり・きゅう施術の取扱いに係る行政事件訴訟判決及び取扱いの留意事項」(情報95-5)
- 1995.1.17 阪神・淡路大震災
- 1995.1.17 「元請による建設現場安全管理手法検討結果報告書」(速報143)
- 1995.1.23 平7.1.23基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」(情報95-3)
- 1995.1.23 平7.1.23補償課長事務連絡第2号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いに係る留意点について」(情報95-3)
- 1995.1.24 地公災基金補償課長事務連絡「兵庫県南部地震における公務災害及び通勤災害の認定について」(情報95-3)
- 1995.1.24 労災保険業務室年金班長事務連絡「兵庫

- 県南部地震に伴う2月期年金支払業務に係る対応について」(情報95-3)
- 1995.1.26 平7.1.25基発第29号「兵庫県南部地震に対応した労働災害防止のための緊急措置について」(情報95-3/法令48-4)
- 1995.1.27 平7.1.27基発第35号「兵庫県南部地震に係る総合相談窓口の開設について」(情報95-3)
- 1995.1.27 平7.1.27補償課長事務連絡第3号「兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」(情報95-3)
- 1995.1.27 平7.1.27職発第40号「雇用保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」(法令48-6)
- 1995.1.28-29 全国安全センター・労務医連第5回振動病プロジェクト(東京)
- 1995.1.30 平7.1.30補償課長事務連絡第4号「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」(情報95-3)
- 1995.1.30 平7.1.30労働衛生課長事務連絡「兵庫県南部地震に対応した災害復旧工事等における労働者の健康の確保対策について」(情報95-3)
- 1995.1.31 平7.1.31基発第37号「兵庫県南部地震に伴う賃金等の労働条件の確保のための総合相談窓口の開設について」(情報95-3)
- 1995.1.31 社会保障制度審議会「船員保険法(災害補償部門)の一部改正について(答申)」(速報143)
- 1995.2.1 平7.2.1基発第38号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(自傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(情報95-4/法令48-5/通信479/速報143)
- 1995.2.1 平7.2.1基発第39号「単身赴任者等の通勤災害の取扱いについて」(情報95-3/法令48-5/速報143)
- 1995.2.20 平7.2.20労働省発第5号・基発第74号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」
- 1995.2.20 平7.2.20基発第75号・職発第97条「職場におけるエイズ問題に関するガイドラインについて」(情報95-5/法令48-7/通信480)
- 1995.2.20 平7.2.20基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」(情報95-4/法令48-7/通信480)
- 1995.2.20 平6.2.20基発第77号「社内預金の利率の
- 上限規制について」(法令48-8)
- 1995.2.22 「平成7年度労働基準行政の運営について」(法令48-7/通信481/速報144)
- 1995.3.1 平7.3.1発職第43号「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の施行について」(法令48-8)
- 1995.3.3 平7.3.3老企第54号・保発第16号・庁保発第3号「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における医療保険関係の特例措置について」(法令48-8)
- 1995.3.22 平7.3.22基発第136号「職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について」(通信482)
- 1995.3.23 平7.3.23基発第25号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について」(法令48-12)
- 1995.3.27 平7.3.27基発第145号「作業環境評価基準等の一部改正について」(法令48-11)
- 1995.3.31 「規制緩和推進計画」(閣議決定)
- 1995.3.31 平7.3.31基発第168号「『労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について』の一部改正について」
- 1995.3.31 人事院事務局職員局長職補-102「心・血管疾患及び脳血管疾患等の業務関連疾患の公務上災害の認定について(通知)」(情報95-7)
- 労働省「中小企業安全衛生活動助成制度推進要綱」(通信485)
- 1995.4.3 平7.4.3基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」
- 1995.4.21 平7.4.21基発第267号「元方事業者による建設現場安全管理指針について」(法令48-13/通信485/速報146)
- 1995.4.26 「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会報告」(情報95-7)
- 1995.4.26-29 第68回日本産業衛生学会(名古屋)
- 1995.5.21 日本労働法学会第89回大会「産業医をめぐる法律問題」(広島大学)
- 1995.7.2 第4回田尻賞表彰式(東京)
- 1995.7.21 全国安全センター第6回総会(東京)
- 1995.7.22-24 第2回労働と健康に関する日韓共同セミナー(東京)
- 注:情報:全国労働安全衛生センター連絡会議「安全センター情報」
- 速報:全国社会保険労務士会連合会「労働社会保険関係資料 速報」
- 通信:中央労働災害防止協会「安全衛生通信」
- 法令:労働法令協会「労働法令通信」

安全センター情報1994年度目次

■1990年度特集

- 6・7月号 ①全国安全センター結成総会
②脳・心疾患の労災認定問題
- 8月号 ①精神障害・自殺の労災認定
②振動病をめぐる状況
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 ①なくせじん肺全国キャラバン
②規制法制定めざし600人が集いとデモ
③外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談/将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう

増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集

3月号 外国人労働者の労災白書

増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 ①全国安全センター第2回総会
②改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 ①腰痛予防ベルト
②虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 職場改善トレーニング

- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 ①原発労災
②騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 ①職場改善の国際経験
②企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 ①農業労働災害
②アスベスト

■1994年度特集

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

'94 4月号

1994年3月15日発行 46頁

■特集/感染症の労災認定

- 医療従事者の感染症の労災認定
全国安全センター事務局長 古谷杉郎…2
- 肝炎はなし—C型肝炎を中心に
賛育会病院内科医師 杉浦 裕…9
- 資料1/平成5年10月29日付基発第619号
C型肝炎、エイズ、MRSA感染症に係る
労災保険における取扱いについて……………14
- 資料2/昭和62年9月1日付事務連絡
労災保険における抗HBs抗体免疫グロブリン
及びB型肝炎ワクチンの取扱いについて……………20

ドイツの健康サークル(上)
クルップ社:健康サークルの組織化と活動の
ための通知

- 翻訳:神奈川センター理事長 斎藤竜太…23
- 連載11 井上浩「監督官労災日記」……………32
- 【各地の便り/世界から】
労災を認めない労災病院
神奈川●関東労災病院と医師の責任追及……………36
- キーンベック病の労災認定
東京●印刷原版製作工程で腕関節に負担……………38
- 単純な記載ミスでも取消認めず
東京●審査請求で当然の業務上決定……………39
- 「障害等級を考える」学習会
東京●労災職業病被災者全国連絡会議……………39
- 雇入れ時健康診断の趣旨徹底
労働省●採用選考時検診との混同是正を……………41
- リスク・アセスメントをめぐる議論
米・英・独●東西で異なるアプローチ……………42
- 労働安全衛生と環境保護は相互補充
イタリア●スキャンダルと不況の中で議論……………46

'94 5月号

1994年4月15日発行 44頁

■特集/週40時間労働制の実施へ

- 4月施行の改正労基法の解説
年次有給休暇も継続勤務6か月で付与……………2
- 労働時間問題の今日の課題
全国安全センター事務局長 古谷杉郎…11
- 働き過ぎと健康障害
経済企画庁経済研究所の研究レポート……………15
- ドイツの健康サークル(下)
ヘッス株式会社:労働保護と健康維持
翻訳:神奈川センター理事長 斎藤竜太…19
- 連載12 井上浩「監督官労災日記」……………25
- 連合:1993年度福利厚生制度調査
法定外補償制度の現状……………29
- 【各地の便り/世界から】
プラスチック工場で長時間夜勤
大阪●脳幹出血死を労災認定……………34
- 月40時間労働でも過労死認めず
東京●たまたま発症前1週間が通常勤務……………35
- 暴露時間算定で紛じん作業を評価
高知●事業主期間もある場合のじん肺……………37
- 「働く者の歯の健康」講座
広島●ストレスで顎関節症が増加……………40
- 葬祭料の定額部分が28万円に
労働省●労災則の改正—4月1日施行……………40
- 学校教師が中皮腫で死亡

- イギリス●「撤去」後も残るアスベスト……………41
- 危険な安全ビンゴ・ゲーム
アメリカ●自動車産業ではやるコンテスト……………43

'94 6月号

1994年5月15日発行 46頁

■特集/長崎じん肺最高裁判決

- 最高裁判決と今後の全国じん肺闘争の展望
全国じん肺弁護団事務局長 山本高行…2
- 長崎じん肺最高裁判決全文……………8
- じん肺関係制度改革提言
現行じん肺法に関する見解・提案
労任医連じん肺研究会…15
- じん肺に関する制度改革要求(案)
全国じん肺原告団・弁護団連絡会議…17
- 振動障害の「経過観察」
平成6年3月29日付補償課長事務連絡第6号
振動障害者に係る「経過観察」の具体的運用
について……………21
- 連載13 井上浩「監督官労災日記」……………27
- 交通災害防止のためのガイドライン……………31
- 平成6年2月18日付基発第83号……………32
- 【各地の便り/世界から】
「外国人労働者の医療保障」
岡山●日本産業衛生学会で初めての議論……………38
- 歯科医助手のC型肝炎労災認定
東京●遅れた歯科医院の感染予防対策……………39
- 94年度石棉規制を全面見直し
労働省●石棉全国連ヒアリングを実施……………39
- 広島でアスベスト110番
広島●相談件数は過去最高の18件……………41
- 私病による入院中の休業補償
茨城●一部不支給処分を撤回させる……………42
- アジアの被災者団体が連帯
AVHFE●香港とインドを結節点に……………43
- アスベスト代替に向けた取り組み
ブラジル●労組と労働省等が協定調印……………44
- 日系ブラジル人の出稼ぎ
ブラジル●日本に渡ったブラジル人……………46

'94 7月号

1994年6月15日発行 48頁

■特集/参加型講座モデル・プログラム

- 参加型安全衛生講座のモデル・プログラム
開発に向けて
全国安全センター事務局…2

自殺の公務災害認定

馬場労災認定闘争を振り返って
自治労佐世保市職労執行委員長 原田 正...21
資料1/提出資料一覧...28
資料2/労働組合の要望書...30
資料3/佐世保市長の意見書...31
資料4/専門医の意見書(概要抜粋)...31
連載14 井上浩「監督官労災日記」...34
【各地の便り/世界から】
パイプ補修工事で重大災害
福島●建設労組が被災者救済活動...38
パート労災防止ガイドライン
労働省●中災防パンフでは精神主義...41
新しい職業病を認めさせよう
京都●労災としてのジストニアを考える会...42
福祉職場で頸肩腕障害続発
東京●2名労災認定から職場改善へ...42
クリントン政権の安全衛生政策
アメリカ●監督強化と規制緩和の矛盾...43
東西の経験から学ぶシステムを
ハンガリー●実効ある労働衛生管理...45
公共部門の労働衛生事業
デンマーク●完了すれば150万人をカバー...47

'94 8月号

1994年7月15日発行 38頁

特集/ヘルス・プロモーション

事業場健康活動の分析の枠組み
ヨーロッパ財団のレポート
翻訳:矢尾伸哉...2
戦前暴露戦後発症の職業病に労災保険法を適用
和歌山ベンジジン最高裁判決を受けた新通達...19
平成6年3月10日付基発第126号...20
別添1/1和歌山ベンジジン訴訟最高裁判決...23
別添2/労災特別援護措置要綱...25
別添3/遺族特別援護金支給要綱...27
連載15 井上浩「監督官労災日記」...29
【各地の便り/世界から】
登山引率中教師の急性死を認定
鳥取●公務員基金審査会では12年ぶりの逆転...33
宿舍・労働時間調査も実施
首都圏●7シーズン目の出稼巡回検診...35
頭部挫傷で上積み補償請求
奈良●外国人建設労働者の労災...36
レン作業の頸肩腕障害予防
東京●パート労働組合の取り組み...37
韓国のゼネコンからの訪問
韓国●建設同盟の協力で日本の取り組み紹介...38

'94 9月号

1994年8月15日発行 52頁

特集/慢性期振動病の実像に迫る

振動病の病像論を問直す
全国安全センター議長 原田正純...2
慢性期振動病における調査研究
全国安全センター・労住医連...13
はじめに...13
第1部 アンケート調査結果...13
I 調査目的...13
II 調査方法...14
III 調査結果...14
IV 労災打ち切り前後の行政措置等...17
V 労災打ち切り後の生活について...21
VI 労災打ち切り後のからだの状態について...25
VII まとめ...30
第2部 検診結果...32
考察...42
連載16 井上浩「監督官労災日記」...45
【各地の便り/世界から】
「のそみ」殺人 労災認めず
山梨・埼玉●甲府信金誘拐殺人事件は業務上...49
原発被曝による白血病を認定
静岡・兵庫●中部電力は謝罪を拒否...50
バイオテクノロジーによる被害の輸出
世界●規制の小さな南半球に移転...51
「知る権利」の光と影
アメリカ●最近のケースから...52

'94 10月号

1994年9月15日発行 46頁

特集/職場が変わるか①PL法

製造物責任法と労働安全衛生を考える
環境監視研究所 中地重晴...2
台湾の安全センターと被災者団体
学校教育の中にも労働安全衛生
神奈川労災職業病センター 山岸素子...11
資料/台湾の労災職業病補償...15
R下請労働者30万人の「人間宣言」の闘い
故・栄昇さん過労死裁判勝利報告集を開催
大阪北摂労災職業病対策会議 豊田正義...17
被災者救済だけでなく被災者出さぬ
「快適な職場づくり」の闘いを
岡山大学医学部教授 青山英康...24
第3回田尻賞①...28

巨大コンテナの公害闘争から

地方づくり、町づくりまで
鹿島地区公害対策協議会・牛木真太郎さん
代理:飯塚熊太郎...29
瀬戸内海での海洋汚染防止活動
土居康人...32
〈懇親会での発言から〉鹿島町長 五十里武...31
連載17 井上浩「監督官労災日記」...33
【各地の便り/世界から】
離職後10年の振動病も労災
兵庫●審査請求で期間限定の認定...37
労働と健康フォーラムを開催
北海道●パークゴルフも好評...39
傷病年金移行ストップの実態
全国●全国じん肺患者同盟の調査結果...40
人事院が近畿郵政局決定覆す
大阪●請求もしないのに「等級外」決定...41
船内織装工に悪性中皮腫多発
広島●呉造船労働者で5人目の認定...42
職業病製造機械の中国輸出反対
韓国●合意書締結後の派生レーヨン問題...42
全国安全センターが中国大使館に申し入れ...44
アスベスト労働者への脅迫
ブラジル●国際セミナー開催を妨害...45
ドライバーのための車体改善
ドイツ●運輸労働組合が要求...46

'94 11月号

1994年10月15日発行 44頁

特集/職場が変わるか②ISO9000

新しい品質管理システムと労働安全衛生を考える
環境監視研究所 中地重晴...2
香港の労災職業病
労災被災者・遺族の組織化と支援
神奈川労災職業病センター 山岸素子...11
資料/香港の労働災害...12
香港の労災職業病補償制度...14
R下請労働者30万人の「人間宣言」の闘い(続)
栄さん過労死訴訟勝利判決の意義と
労災認定のあり方 弁護士 井上二郎...16
連載18 井上浩「監督官労災日記」...26
第3回田尻賞②
山の患者と都市の支援者との20年(上)
土呂久敏山公害被害者の会 佐藤ハツネ...30
【各地の便り/世界から】
振動病悪化の検診機関の責任
滋賀●高裁で「見舞金」支払い和解...34
検診機関の告知義務を明確に
上原康夫...36
非破壊検査で放射線被曝

神奈川●申請10年で認定 川田さんに関く...37
アイロン作業の繰り返してケイワン
東京●加齢変化があっても業務上...39
労災休業中の雇止め覆す
兵庫●社会福祉施設のパート看護婦...39
有害廃棄物のインド輸出
インド●廃棄物規制の不備に便乗...40
西側の援助が中国の搾取を助長
チベット●鉱山の化学廃棄物による被害...41
産業汚染地帯の再開発
イギリス●情報収集のためのデータ・リスト...42

'94 12月号

1994年11月15日発行 44頁

特集/職場が変わるか③環境管理・監査システム

環境管理・監査システムの導入と労働安全衛生
環境監視研究所 中地重晴...2
東京労働基準局と3年ぶりの交渉
現実に即した行政対応を...9
労働分野におけるエイズ問題検討委員会報告書・上15
連載19 井上浩「監督官労災日記」...24
第3回田尻賞③
山の患者と都市の支援者との20年(下)
土呂久敏山公害被害者の会 佐藤ハツネ...28
第3回田尻賞受賞者一覧...32
【各地の便り/世界から】
初の外国人職業病認定
東京●イラン人女性の頸肩腕障害...33
現場の実例にこだわった企画
大分●学校で職場の安全・衛生対策...35
生徒に奔走する教員の職務は過重
大阪●くも膜下出血に公務上判決...38
労働保険審査会も認めず
福井●原発被曝放射線皮膚炎...41
採用選考時の血液検査は問題
労働省●職業安定局も採用時選考で通達...41
美容師に高率で流産
アメリカ●爪の整形等で化学物質暴露...42
労災保険財政運営の民営化
韓国●労働者の参加なく密室の論議...43

'94 増刊号

1994年12月15日発行 32頁 500円

職場における腰痛予防対策指針

活用に当たって...2
資料/平成9年9月6日付基発第547号...3

1 はじめに 3
 2 作業管理 5
 3 作業環境管理 8
 4 健康管理 10
 5 労働衛生教育等 13
 別紙 作業態様別の対策
 I 重量物取扱い作業 15
 II 重症心身障害児施設等における介護作業 15
 III 腰部に過度の負担のかかる立ち作業 19
 IV 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・
 座作業 19
 V 長時間の車両運転等の作業 20
 参考1/腰痛健康診断問診票 22
 参考2/腰痛健康診断個人票 24
 参考3/作業前体操 26

'95 1・2月号

1995年1月15日発行 68頁

■特集/災害補償の官民格差

労災保険制度改善の課題として
 全国安全センター副議長 井上 浩... 2
 労災保険審議会の建議
 重度被災労働者の介護施策拡充等を建議 13
 資料1/労災保険審議会の建議 20
 資料2/行政観察勧告に対する労働省の回答 23
 資料3/健康保険法改正に伴う労災保険法改正 26
 振動病問題に関する国会調査
 不当な労災打ち切りに歯止めを！ 28
 治癒認定基準の明確化が必要
 札幌緑愛病院 鈴木豊・合川卓郎... 31
 石綿対策全国連第8回総会・討論集会
 1%以上の石綿を規制対象に 36
 石綿対策全国連絡会議第8回総会議案 41
 連載20 井上浩「監督官労災日記」 45
 労働分野におけるエイズ問題検討委員会報告書・下49
 【各地の便り/世界から】
 石綿水道管製造で健康障害
 香川・佐賀 ●遺族等に2150万円の損害賠償 54
 寒冷地のブルドーザー操作で
 北海道 ●8年4か月目の振動障害認定 58
 激務で自律神経系に不安定状況
 大阪 ●電車線設備工事監督の死因認定 61
 タイ北部工業団地労災事件
 タイ ●日系企業などで13名の謎の死 62
 職場における腰痛予防対策指針
 労働省 ●活用のためにパンフレット作成 67
 ええのに帰ってきやがった
 京都 ●民事訴訟を通じた職場復帰の闘い 68

'95 3月号

1995年2月15日発行 48頁

■特集/阪神大震災

都市直下型大地震と労働者
 労災・雇用・復旧工事に伴う安全衛生問題
 全国安全センター事務局長 古谷杉郎... 2
 兵庫県南部地震と労災保険給付 Q&A
 関西労働者安全センター... 13
 速報①(1.26)労災保険を請求しよう 16
 ②(1.28)労災保険給付の対象になる 17
 ③(1.30)被災地の労基署の状況 19
 ④(1.31)労働省が判断基準を指示 20
 ⑤(2.2)初の公務災害認定 22
 ⑥(2.3)週休明け実家からの出勤も通災 23
 ⑦(2.8)労働基準局に900件の相談 24
 資料1/労働省地震施策(労働基準局関係) 25
 平成7年1月31日付労働省発表
 資料2/地震災害認定基準 27
 平成7年1月30日付補償課長事務連絡第4号
 平成7年1月24日付地公災基金事務連絡
 資料3/労災保険手続関係通達 29
 平成7年1月23日付基発第27号
 平成7年1月23日付補償課長事務連絡第2号
 平成7年1月24日付労災保険業務室事務連絡
 平成7年1月27日付補償課長事務連絡第3号
 資料4/労災防止・労働条件確保対策 33
 平成7年1月26日付基発第29号の1
 平成7年1月27日付基発第35号
 平成7年1月30日付労働衛生課長事務連絡
 平成7年1月31日付基発第37号
 労働福祉事業団「相談窓口」実施要綱
 連載21 井上浩「監督官労災日記」 36
 【各地の便り/世界から】
 職場のトイレでのケガ
 神奈川 ●1年以上かかった労災認定 40
 安全快適職場づくりシンポジウム
 鳥取 ●労災相談も3回目を実施 41
 労災認定者の方が高い死亡率
 愛媛 ●元マンガン鉱山労働者の追跡調査 42
 合併症なしも損害賠償認める方向へ
 長崎他 ●管理区分2・3のじん肺裁判の動向 44
 月1回の往復行為があれば対象
 労働省 ●単身赴任者の通勤災害見直し 45
 死亡災害増加に歯止めを
 労働省 ●昨年 猛暑等の影響で増加? 46
 EU指針に対する各国の反応
 EU ●欧州委は社会政策の統合継続を強調 47

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター
 連絡会議(略称・全国安全センター)という。
 第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
 第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)セン
 ター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じ
 て、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対
 策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の
 実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福
 祉の向上に寄与することを目的とする。
 第4条 このセンターは、前条の目的を達成するた
 めに、次の事業を行う。
 (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪
 を許さず、働く者の立場に立った制度・政策
 の確立のための取り組み
 (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
 (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大
 のための取り組み
 (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
 (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
 (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協
 力、提携
 (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
 (1) 地域センター会員 このセンターの目的に
 賛同して入会した地域安全(労災職業病)セン
 ター又はこれに準じた団体
 (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、
 事業の推進を援助するために入会した者
 (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者
 又は学識経験者で、総会において推薦された
 者

- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとす
 る者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員
 会の承認を得なければならない。
 第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会にお
 いて別に定めるところにより会費を納入しなけ
 ればならない。
 第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失
 う。
 (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
 (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会
 したものとみなす。
 (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由な
 く会費を1年以上納入しないとき。
 (4) その他総会の議決で会員として適当でない
 と決定したとき。
 第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還
 しない。

第3章 役 員

- 第10条 このセンターに次の役員を置く。
 (1) 議長 1名
 (2) 副議長 若干名
 (3) 事務局長 1名
 (4) 事務局次長 若干名
 (5) 運営委員 若干名
 (6) 監事 2名
 第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括
 する。
 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あると
 きは、これを代行する。
 事務局長は、常時会務を処置する。
 運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執
 行を決定する。
 監事は、このセンターの経理を監査する。
 第12条 役員は、総会において会員のうちから選任す
 る。役員任期は1年とする。ただし、再選は妨
 げない。
 第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱

全国安全センター規約・規定

することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費は、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03) 5232-0182/FAX (03) 5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL (011) 883-0330/FAX (011) 883-7261
- 東 京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03) 3683-9765/FAX (03) 3683-9766
- 東 京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423) 24-1024/FAX (0423) 24-1024
- 東 京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423) 24-1922/FAX (0423) 25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーが豊岡505 TEL (045) 573-4289/FAX (045) 575-1948
- 新 潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県新潟市東堀通 2-481 TEL (025) 228-2127/FAX (025) 222-0914
- 静 岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888/FAX (0543) 66-6889
- 京 都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条高島町 3 TEL (075) 691-9981/FAX (075) 672-6467
- 京 都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191/FAX (075) 691-6145
- 大 阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL (06) 943-1527/FAX (06) 943-1528
- 兵 庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 兵 庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 広 島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL (082) 264-4110/FAX (082) 264-4110
- 鳥 取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110/FAX (0857) 37-0090
- 愛 媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0209/FAX (0897) 37-1467
- 高 知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL (0888) 45-3953/FAX (0888) 45-3928
- 熊 本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL (096) 360-1991/FAX (096) 368-6177
- 大 分●社団法人 大分県労働者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975) 37-7991/FAX (0975) 34-8671
- 宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400/FAX (0982) 53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470/FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福 島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586/FAX (0245) 23-3587
- 山 口●山口県安全センター
753 山口中央郵便局私書箱18号